

令和3年度（補正予算）二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業）交付規程

令和4年3月15日 地循社協第0403151号
一般社団法人地域循環共生社会連携協会制定

（通則）

第1条 二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業）の交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。）」、その他の法令、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業）交付要綱（令和3年3月29日付け環政計発第2103296号。以下「交付要綱」という。）及び地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業実施要領（令和3年4月1日付け環政計発第2103297号。以下「実施要領」という。）の規定（以下「法令等」という。）によるほか、この規程の定めるところによる。

（交付の目的）

第2条 この規程は、実施要領の規定に基づき、一般社団法人地域循環共生社会連携協会（以下「協会」という。）が行う間接補助金（以下「補助金」という。）を交付する事業の手續等を定め、もってその業務の適正かつ確実な実施を図り、交付要綱第2条の目的の達成に資することを目的とする。

（交付の対象）

第3条 協会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業（以下「補助事業」という。）に要する経費のうち、補助金の交付の対象として別表第1の第2欄において協会が認める経費（以下「補助対象経費」という。）について、環境大臣（以下「大臣」という。）からの交付の決定額の範囲内において、補助金を交付するものとする。

一 地域再エネ導入戦略策定支援事業（別表第1の1第1欄の各号に掲げる事業。以下「第1号事業」という。）

ア 2050年までの脱炭素社会を見据えて再生可能エネルギーの導入目標を策定する事業（以下「第1号事業の1」という。）

イ 円滑な再生可能エネルギー導入のための促進エリア設定等に向けたゾーニング等の合意形成を図る事業（以下「第1号事業の2」という。）

ウ 公共施設等への太陽光発電設備等の導入調査支援（以下「第1号事業の3」という。）

二 官民連携で行う地域に裨益する再生可能エネルギーに関する事業の実施・運営体制を構築する事業（別表第1の2第1欄に掲げる事業以下「第2号事業」という。）

2 前項の補助事業に係る補助金の交付を申請できる者は、別紙に規定する者とする。

3 第1項に規定する補助事業を2者以上の事業者が共同で実施する場合には、共同で申請するものとし、その代表者を補助金の交付の対象者とする。なお、代表者は、補助事業を自ら行い、かつ、当該補助事業により財産を取得する場合はその財産を取得する者に限る。また、

この場合において、代表者を代表事業者、それ以外の事業者を共同事業者という。代表事業者は、補助事業を実施に係る全ての責を負うものとし、共同事業者が法令等若しくは本規程に違反した場合についても代表事業者がその責を負うものとする。ただし、「第1号事業の3」「第2号事業」は代表事業者が地方公共団体であっても、補助金を交付できるのは民間企業者とする。

- 4 他の法令又は予算制度に基づき国の負担又は補助を得て実施する事業等については、交付の対象としない。ただし、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の交付対象となる事業についてはこの限りでない。
- 5 補助事業の実施に関する要件その他の必要な事項は、別紙に定めるとおりとする。

(交付額の算定方法)

第4条 この補助金の交付額は、次に掲げる方法により算出するものとする。

- 一 総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額を算出する。ただし、平成28年度税制改正により創設された「地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）」による寄付については、総事業費から控除せず算出することができる。
 - 二 別表第1の第2欄に掲げる補助対象経費と第3欄に掲げる基準額とを比較して少ない方の額を選定する。
 - 三 一により算出された額と二で選定された額とを比較して少ない方の額に、別表第1の第4欄に掲げる補助率を乗じて得た額を交付額とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。
- 2 交付額の算出に当たっては、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。）を減額して算出しなければならない。ただし、算出時において消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(交付の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（共同で申請する場合は代表事業者を指す。以下「申請者」という。）は、様式第1による交付申請書を協会に提出しなければならない。

(変更交付申請)

第6条 補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して補助金の額の変更申請を行う場合には、速やかに様式第2による変更交付申請書を協会に提出しなければならない。

(交付の決定)

第7条 協会は、第5条の規定による交付申請書又は前条の規定による変更交付申請書の提出があった場合には、当該申請書の内容を審査し、補助金を交付すべきもの又は交付の決定の内容を変更すべき

ものと認めるときは、交付決定又は変更交付決定を行い、様式第3による交付決定通知書又は様式第4による変更交付決定通知書を申請者に送付するものとする。

- 2 第5条の規定による交付申請書又は前条の規定による変更交付申請書が到達してから、当該申請に係る前項による交付の決定を行うまでに通常要すべき標準的な期間は、30日とする。
- 3 協会は、第4条第2項ただし書による交付額の算定により交付の申請がなされたものについては、補助金に係る消費税等仕入控除税額について、補助金の額の確定又は消費税及び地方消費税の申告後において精算減額又は返還を行うこととする旨の条件を付して交付の決定を行うものとする。

(交付の条件)

第8条 補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

- 一 補助事業の一部を第三者に委託し、又は第三者と共同して実施する場合は、実施に関する契約を締結しなければならない。
- 二 補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、補助事業の運営上、一般の競争に付することが困難又は不相当である場合は、指名競争に付し、又は随意契約によることができる。
- 三 次に掲げる事項に該当する場合は、あらかじめ様式第5による計画変更承認申請書を協会に提出し、その承認を受けなければならない。なお、補助金の額に変更を伴う場合は、第6条に定める手続によるものとする。
 - ア 別表第2の第1欄に示す補助事業に要する経費の配分を変更しようとするとき。ただし、各配分額のいずれか低い額の15パーセント以内の変更を除く。
 - イ 補助事業の内容を変更しようとするとき。ただし、軽微な変更である場合を除く。
- 四 補助事業の全部若しくは一部を中止し、又は廃止しようとする場合は、様式第6による中止（廃止）承認申請書を協会に提出して承認を受けなければならない。
- 五 補助事業が予定の期間内に完了しないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかに様式第7による遅延報告書を協会に提出して、その指示を受けなければならない。ただし、変更後の完了予定期日が当初の完了予定期日の属する年度を超えない場合で、かつ、当初の完了予定期日後2ヶ月以内である場合はこの限りでない。
- 六 補助事業の遂行及び収支の状況について、協会の要求があったときは速やかに様式第8による遂行状況報告書を協会に提出しなければならない。
- 七 補助金の額の確定が行われるまでの間において、合併・分割等により補助事業者の名称又は住所の変更が生じたときは、遅滞なく協会に報告しなければならない。
- 八 補助事業の経費については、帳簿及び全ての証拠書類を備え、他の経理と明確に区分して経理し、常にその収支の状況を明らかにしておくとともに、これらの帳簿及び証拠書類を補助事業の完了（中止又は廃止の承認を受けた場合を含む。）の日の属する年度の終了後5年間、協会の要求があったときは、いつでも閲覧に供せるよう保存しておかなければならない。
- 九 協会は、補助事業の適正かつ円滑な実施を確保するために必要があると認めるときは、補助事業者に対して、補助事業の経理について調査し、若しくは指導し、又は報告を求めることができる。
- 十 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税等仕入控除

税額が確定した場合には、様式第9による消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書により速やかに協会に報告しなければならない。ただし、当該消費税等仕入控除税額を減額して実績報告を行った場合には、この限りでない。

- 十一 協会は、前号の報告があった場合には、当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。当該返還の期限は、その命令のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る日数に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。
 - 十二 協会は、この補助事業の完了によって補助事業者に相当の収益が生ずると認められる場合には、補助金の交付の目的に反しない場合に限り、補助事業の完了した会計年度の翌年度以降の会計年度において、交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を協会に納付させることができる。
 - 十三 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、様式第10による取得財産等管理台帳を備え、当該取得財産に地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業で取得した財産である旨を明示するとともに、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。
 - 十四 補助事業者は、取得財産等のうち、不動産、船舶、航空機、浮標、浮さん橋及び浮ドック並びにこれらの従物、並びに補助事業により取得し又は効用の増加した価格が単価50万円以上の機械及び器具、並びにその他大臣が定める財産については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定める期間を経過するまで、協会の承認を受けないで、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は取壊し（廃棄を含む。）を行ってはならない。なお、財産処分に係る承認申請、承認条件その他必要な事務手続については、「環境省所管の補助金等で取得した財産の処分承認基準について」（平成20年5月15日付環境会発第080515002号大臣官房会計課長通知。以下「財産処分承認基準」という。）に準じて行うものとする。また、財産処分承認基準第4に定める財産処分納付金について、協会が定める期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る日数に応じて年利3パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。
 - 十五 補助事業者は、補助事業の完了後、環境省が実施する「エネルギー起源CO2排出削減技術評価・検証事業」において、取得財産等の稼働状況、管理状況及び二酸化炭素削減効果その他補助事業の成果を検証するために必要な情報について、環境省（環境省から委託を受けた民間事業者を含む。）から調査の要請があった場合には、当該調査に協力し、必要な情報を提供しなければならない。
- 2 補助事業者は、第7条第1項の規定に基づく交付決定によって生じる権利の全部又は一部を協会の承諾を得ずに、第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、信用保証協会、資産の流動化に関する法律（平成10年法律第105号）第2条第3項に規定する特定目的会社又は中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の3に規定する金融機関に対して債権を譲渡する場合にあっては、この限りでない。
 - 3 協会が第12条第1項の規定に基づく確定を行った後、補助事業者が前項ただし書に基づいて債権の譲渡を行い、補助事業者が協会に対し、民法（明治29年法律第89号）第467条又は動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律（平成10年法律第104号。以下「債権

譲渡特例法」という。) 第4条第2項に規定する通知又は承諾の依頼を行う場合には、協会は次に掲げる事項を主張する権利を保留し又は次に掲げる異議を留めるものとする。また、補助事業者から債権を譲り受けた者が協会に対し、債権譲渡特例法第4条第2項に規定する通知若しくは民法第467条又は債権譲渡特例法第4条第2項に規定する承諾の依頼を行う場合についても同様とする。

- 一 協会は、補助事業者に対して有する請求債権については、譲渡対象債権金額と相殺し、又は、譲渡債権金額を軽減する権利を保留する。
 - 二 債権を譲り受けた者は、譲渡対象債権を前項ただし書に掲げる者以外への譲渡又はこれへの質権の設定その他債権の帰属並びに行使を害すべきことを行わないこと。
 - 三 協会は、補助事業者による債権譲渡後も、補助事業者との協議のみにより、補助金の額その他の交付決定の変更を行うことがあり、この場合、債権を譲り受けた者は異議を申し立てず、当該交付決定の内容の変更により、譲渡対象債権の内容に影響が及ぶ場合の対応については、専ら補助事業者と債権を譲り受けた者の間の協議により決定されなければならないこと。
- 4 第2項ただし書に基づいて補助事業者が第三者に債権の譲渡を行った場合においては、協会が行う弁済の効力は、協会が支出の決定を行ったときに生ずるものとする。

(申請の取下げ)

第9条 申請者は、第7条第1項の交付の決定の通知を受けた場合において、交付の決定の内容又はこれに付された条件に対して不服があり、申請を取り下げようとするときは、当該通知を受けた日から起算して15日以内に書面をもって協会に交付申請の取下げを申し出なければならない。

(補助事業の遂行の命令等)

- 第10条 協会は、第8条第1項第六号の規定による報告書及び第2項の規定による報告書並びに職員の立入検査等の結果に基づき、補助事業が法令等、本規程、交付の決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認められるときは、補助事業者に対し、これらに従って補助事業を遂行すべきことを指導することができる。
- 2 大臣又は協会は、補助金交付及び補助事業の適正を期するため必要があるときは、補助事業者に対して報告を求め、又はその職員に補助事業者の事業場に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができるものとする。

(実績報告書)

- 第11条 補助事業者は、補助事業が完了(中止又は廃止の承認を受けた場合を含む。)したときは、その日から起算して30日を経過した日又は補助事業の完了した日の属する年度の3月10日のいずれか早い日までに様式第11による完了実績報告書を協会に提出しなければならない。
- 2 補助事業の実施期間内において、国の会計年度(毎年4月1日から翌年の3月31日までの期間)が終了したときは、翌年度4月10日までに様式第12による年度終了実績報告書を協会に提出しなければならない。
- 3 補助事業者は、第1項又は第2項の実績報告を行うに当たって、第4条第2項ただし書の規定により交付額を算出した場合において、補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税等仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

(補助金の額の確定等)

第12条 協会は、前条第1項の報告を受けた場合には、報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容（第8条第三号に基づく承認をした場合は、その承認された内容を含む。）及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定して、様式第13による交付額確定通知書により補助事業者へ通知するものとする。

2 協会は、補助事業者へ交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。

3 前項の補助金の返還期限は、その命令のなされた日から20日以内（ただし、補助事業者が地方公共団体であって補助金の返還のための予算措置につき議会の承認を必要とする場合で、かつ20日以内の期限により難しい場合には、額の確定通知の日から90日以内で協会の定める日以内とすることができる。）とし、期限内に納付がない場合には、未納に係る金額に対して、その未納に係る日数に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(補助金の支払)

第13条 補助金は、前条第1項の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に支払うものとする。ただし、協会が必要と認める場合においては、概算払をすることができる。

2 補助事業者は、前項の規定により補助金の支払を受けようとするときは、様式第14による精算（概算）払請求書を協会に提出しなければならない。

(交付決定の解除等)

第14条 協会は、第8条第1項第四号による補助事業の全部若しくは一部の中止若しくは廃止の申請があった場合又は次の各号のいずれかに該当する場合には、第7条第1項の交付の決定の全部又は一部を解除することができる。ただし、第四号の場合において、補助事業のうちすでに経過した期間に係る部分については、この限りではない。

一 補助事業者が、法令等若しくは本規程に基づく協会の指示等に従わない場合

二 補助事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合

三 補助事業者が、補助事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合

四 天災地変その他補助金の交付の決定後に生じた事情の変更により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合その他の理由により補助事業を遂行することができない場合（補助事業者の責に帰すべき事情による場合を除く。）

2 協会は、前項の解除を行った場合は、既に当該解除に係る部分に関し補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の返還を命ずるものとする。

3 前項に基づく補助金の返還については、第12条第3項の規定（ただし書を除く。）を準用する。

(翌年度における補助事業の開始)

第15条 補助事業者は、複数年度計画の補助事業のうち翌年度における補助事業について、翌年度の交付決定の日の前日までの間において当該補助事業を開始する必要がある場合は、様式第15による翌年度補助事業開始承認申請書を協会に提出して承認を受けなければならない。

(事業報告書の提出)

第16条 補助事業者は、補助事業の完了の日の属する年度の終了後3年間の期間について、年度毎に事業の進捗（第1号事業にあつては導入目標達成状況等をいい、第2号事業にあつては実施・運営体制の構築による事業実施状況等をいう。）に関する事業報告書を大臣に提出しなければならない。

2 補助事業者は、前項の報告をした場合、その証拠となる書類を当該報告に係る年度の終了後3年間保存しなければならない。

(電磁的方法による申請)

第17条 申請者又は補助事業者は、第5条の規定に基づく交付の申請、第6条の規定に基づく変更交付の申請、第9条の規定に基づく申請の取下げ、第8条第1項第三号の規定に基づく計画変更の申請、第四号の規定に基づく中止又は廃止の申請、第五号の規定に基づく事業遅延の報告、第六号の規定に基づく状況報告、第十号の規定に基づく消費税等仕入控除税額の確定に伴う報告、第十四号の規定に基づく財産の処分の承認申請、第11条第1項若しくは第2項の規定に基づく実績報告、又は第13条第2項の規定に基づく支払請求（以下「交付申請等」という。）については、電磁的方法（適正化法第26条の3の規定に準じて協会が定めるものをいう。以下、同じ。）により行うことができる。

2 協会は、前項の規定により行われた交付申請等に係る通知、承認、指示又は命令について、当該通知等を電磁的方法により行うことができる。

3 協会、申請者及び補助事業者は、原則として、前2項に定めるとおり電磁的方法により交付申請等を行うこととするが、電磁的方法によることが行おうことができないとき又は電磁的記録（適正化法第26条の2の規定に準じて協会が定めるものをいう。以下、同じ。）を提出できないときは、交付規程に定める様式による書面の提出又は協会が定める方法で手続きを行うことができる。

(秘密の保持)

第18条 協会は、申請者及び補助事業者がこの規程に従って協会に提出する各種申請書類及び経理等の証拠書類等については、補助金の交付のための審査及び補助金の額の確定のための検査等、補助事業の遂行に関する一切の処理等を行う範囲でのみ使用するとともに、善良な管理者の注意をもって適切に管理するものとする。

(その他)

第19条 この規程に定めるもののほか、補助金の交付に関するその他必要な事項は、協会が別に定める。

附 則

1 この規程は、令和4年3月15日から施行する。

2 前年度から継続実施する補助事業（以下「継続事業」という。）を行う者（以下「継続事業者」という。）が、前年度事業の交付規程に基づき翌年度における補助事業の開始に係る承認を受けている場合は、本年度において協会が大臣から交付決定を受けた日から、継続事業者が本年度における継続事業に係る交付決定を受ける日の前日までの間において、継続事業を開始することができる。

別表第1

1 地域再エネ導入戦略策定支援事業（第1号事業）

1. 補助事業	2. 補助対象経費	3. 基準額	4. 補助率
2050年までの脱炭素社会を見据えて再生可能エネルギーの導入目標を策定する事業（第1号事業の1）	事業を行うために必要な業務費（賃金、報酬・給料・職員手当（地方公共団体においては会計年度任用職員へ支給されるものに限る）、社会保険料、諸謝金、会議費、旅費、印刷製本費、通信運搬費、手数料、委託料、使用料及賃借料及び消耗品費）並びにその必要な経費で協会が承認した経費 （補助対象経費の内容については、別表第2に定めるものとする。）	協会が必要と認めた額	4分の3
円滑な再生可能エネルギー導入のための促進エリア設定等に向けたゾーニング※等の合意形成を図る事業（第1号事業の2）	事業を行うために必要な業務費（賃金、報酬・給料・職員手当（地方公共団体においては会計年度任用職員へ支給されるものに限る）、社会保険料、諸謝金、会議費、旅費、印刷製本費、通信運搬費、手数料、委託料、使用料及賃借料及び消耗品費）並びにその必要な経費で協会が承認した経費 （補助対象経費の内容については、別表第2に定めるものとする。）	協会が必要と認めた額	4分の3
公共施設等への太陽光発電設備等の導入調査支援（第1号事業の3）	事業を行うために必要な業務費（賃金、報酬・給料・職員手当（地方公共団体においては会計年度任用職員へ支給されるものに限る）、社会保険料、諸謝金、	協会が必要と認めた額	4分の3

	会議費、旅費、印刷製本費、 通信運搬費、手数料、委託 料、使用料及賃借料及び消 耗品費)並びにその他必要 な経費で協会が承認した 経費 (補助対象経費の内容に ついては、別表第2に定め るものとする。)		
--	---	--	--

※ 「地方公共団体実行計画(区域施策編)策定・実施マニュアル(地域脱炭素化促進事業編)」(令和3年4月(予定)環境省大臣官房環境計画課)及び「風力発電に係る地方公共団体によるゾーニングマニュアル(第2版)」(令和2年3月環境省)を参考に、公表を前提としたゾーニング報告書(地方公共団体の地球温暖化対策、再生可能エネルギーに係る施策の一つとして公表するもので、ゾーニングマップ(騒音、景観等の地域特性に応じて選定した情報に係るレイヤーを重ね合わせ、各レイヤーにおける調整エリア等の課題等を整理することで、当該マップに基づいて風力発電等の事業が計画される場合、適正な環境配慮を促すことができるもの)やその根拠となるレイヤー情報、ゾーニング策定のための合意形成の取組(例:協議会での協議の内容、導入可能性検討エリア個票等)が記載されたもの)を取りまとめることをいう。

2 官民連携で行う地域に裨益する再生可能エネルギーに関する事業の実施・運営体制を構築する事業

1. 補助事業	2. 補助対象経費	3. 基準額	4. 補助率
2050年までの脱炭素社会を見据えた再生可能エネルギー導入を実現するために官民連携で行う地域に裨(ひ)益する再生可能エネルギーに関する事業のスキーム検討、事業性検討及び実施・運営体制の構築を行う事業(第2号事業)	事業を行うために必要な 業務費(賃金、報酬・給料・ 職員手当(地方公共団体に においては会計年度任用職 員へ支給されるものに限 る)、社会保険料、諸謝金、 会議費、旅費、印刷製本費、 通信運搬費、手数料、委託 料、使用料及賃借料及び消 耗品費)並びにその他必要 な経費で協会が承認した 経費 (補助対象経費の内容に ついては、別表第2に定め るものとする。)	協会が必要と認めた額	ア 地方公共団体が 出資し、若しくは出資 を予定しており、か つ、地方公共団体、地 元企業(地域金融機関 を含む。以下同じ。)・ 団体及び一般市民の 出資額が資本金額の 1/2を上回る場合又は 地域金融機関が出資 し、かつ、地元企業・ 団体及び一般市民の 出資額が資本金額の 1/2を上回る場合:2/3 イ 地元企業・団体 及び一般市民の出資

			<p>額が資本金額の1/2を上回る場合又は地方公共団体が出資し、若しくは出資を予定している場合（アの場合を除く。）：1/2</p> <p>ウ 上記以外の場合：1/3</p>
--	--	--	--

※「地方公共団体が出資を予定している場合」で交付決定された場合、出資を完了したことが分かる書類を当該年度の1月末までに提出すること。

出資したことが分かる書類の提出がされなかった場合、変更交付申請書を提出いただいたうえで、補助率は地方公共団体が出資していない場合の補助率となる。

別表第2

1 区分	2 細分	3 内 容
業務費	報酬・給料・職員手当	常勤職員以外の事業に直接従事する者の人件費で福利厚生に関する手当及び退職手当に係るものを除く（地方公共団体においては会計年度任用職員へ支給されるものに限る）。
	社会保険料	事業に直接従事する者に対する社会保険料と事業主負担保険料をいい、使途目的、人数、単価及び金額がわかる資料を添付すること。
	賃金	事業に直接従事する労務者に対する給与をいい、雇用目的、内容、人数、単価、日数及び金額がわかる資料を添付すること。この場合、社会保険料と事業主負担保険料を含むものとする。
	諸謝金	事業を行うために直接必要な会議等に出席した外部専門家等に対する必要な諸謝金をいい、目的、人数、単価、回数がかかる資料を添付すること。
	会議費	事業を行うために直接必要な会議のための茶菓料。補助事業者の職員に係る分を除く。
	旅費	事業を行うために直接必要な専門家会議等の委員等に対する交通移動に係る経費をいい、目的、人数、単価、回数及び金額がわかる資料を添付すること。地方公共団体職員に係る旅費は除く。
	印刷製本費	事業を行うために直接必要な資料等の印刷に係る経費をいう。
	通信運搬費	事業を行うために直接必要な郵便料等通信費をいう。
	手数料	事業に係る特許出願料や法令手続き等の登録免許に要する登録料や手数料等は除く。
	委託料	事業を行うために直接必要となる業務等を外注する場合に要する経費をいう。なお、委託料には受託者の別表2の経費のほか、受託者の人件費・諸経費を含むものとする。
	使用料及賃借料	事業を行うため直接必要となる会議に係る会場使用料（借料）及びデータ処理装置等のレンタル費用（損料）をいい、目的、回数及び金額がわかる資料を添付すること。
消耗品費	事業を行うために直接必要な事務用品等消耗品の購入のために必要な経費をいい、使途目的、品目、単価、数量及び金額がわかる資料を添付すること。	
その他	その他	協会が承認した経費

別紙（第3条関係）

補助事業の実施に関する要件その他の必要な事項について

1. 地域再エネ導入戦略策定支援事業

1-1. 2050年までの脱炭素社会を見据えて再生可能エネルギーの導入目標を策定する事業（第1号事業の1）

(1) 対象事業の要件

- ア 2050年までの脱炭素社会を見据えて再エネ導入目標を策定する事業であること
- イ アの目標は、策定後に地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）に基づく地方公共団体実行計画（区域施策編）（以下、「地方公共団体実行計画（区域施策編）」という。）に適切に反映されることが前提であること^{※1}
- ウ アの目標を策定する上で必要な調査・検討内容が、次のいずれかに該当すること。ただし、Ⅳ及びⅤは必ず含むこと。
 - Ⅰ 地域の自然的・経済的・社会的条件を踏まえた区域内の温室効果ガス、再生可能エネルギーの導入又は温室効果ガス削減のための取組に関する基礎情報の収集又は現状分析
 - Ⅱ 地域の特性や削減対策効果を踏まえた将来の温室効果ガス排出量に関する推計（可能な限り複数のパターンでの推計であること）
 - Ⅲ 地域の温室効果ガスの将来推計を踏まえた地域の将来ビジョン・脱炭素シナリオの作成
 - Ⅳ 地域の再エネポテンシャルや将来のエネルギー消費量を踏まえた再エネの利用促進に係る再エネ導入目標の作成
 - Ⅴ Ⅲ及びⅣを実現するために必要な政策及び指標の検討並びに重要な施策に関する構想の策定
 - Ⅵ 「地域脱炭素ロードマップ」（令和3年6月9日国・地方脱炭素実現会議決定）に基づく、地域脱炭素の実現を目指した計画策定（実現可能性調査^{※2}の実施を含む。）

※1 補助事業の完了日が属する年度の終了後、2年を経過しても再エネ導入目標を適切に反映した地方公共団体実行計画（区域施策編）が策定されない場合、環境省から改善のための指導を行うとともに、合理的な理由がないにもかかわらず指導に従わずに地方公共団体実行計画（区域施策編）を策定しない場合については補助金を返還させることがある。

※2 地域における特定の施設に対する設備導入を前提とした実現可能性調査については、1-3 公共施設等への太陽光発電設備等の導入調査支援の活用が可能。

(2) 補助金の交付を申請できる者

地方公共団体（都道府県、市町村、特別区、一部事務組合又は広域連合。以下同じ。）とする。複数の地方公共団体で共同申請する場合、本補助金の応募等を行う地方公共団体を補助金の交付の対象となる代表者（以下「代表申請者」という。）とし、他を共同申請者とする。

(3) 補助事業の実施期間

補助事業の実施期間は、原則として単年度とし、交付決定日から令和5年2月28日までとする。

(4) 複数年事業の廃止

複数年で事業を完成させることを前提として採択された事業について、翌年度以降に事業を廃止する場合には、交付した補助金の一部又は全部に相当する額を納付させる場合がある。

1-2. 円滑な再生可能エネルギー導入のための促進エリア設定等に向けたゾーニング等の合意形成を図る事業（第1号事業の2）

(1) 対象事業の要件

- ア 円滑な再エネ（風力、太陽光等）導入のための促進エリア設定等に向けたゾーニング等の合意形成を図る事業^{※1}であること
- イ アの合意形成を図った結果、取りまとめられたゾーニング報告書は、補助事業の完了日が属する年度の終了後3ヶ月以内に公表すること
- ウ アの合意形成を図った結果は、取りまとめ後に地方公共団体実行計画（区域施策編）に反映することとし、特に陸上の事業を対象とする場合は、都道府県においては「都道府県基準^{※2}」、市町村においては「促進区域等^{※3}」に適切に反映されることが前提であること^{※4}
- エ アの合意形成を図る上で必要な調査・検討内容が、次に掲げる事業のいずれかに該当すること
 - I 地域の自然的・経済的・社会的条件を踏まえた既存情報の収集を行う事業
 - II Iに追加的な環境調査等を実施する事業
 - III I及びIIを踏まえたゾーニングマップ案を作成する事業
 - IV IIIに係る有識者や利害関係者、地域住民等からの意見聴取を行う事業
 - V IからIVまでの事業の実施に当たり地域の関係者等と合意形成を行うための専門的知見を要する会議等の開催
 - VI IからVまでの事業の結果を地域住民等に対して普及啓発し、再生可能エネルギー導入促進に向けた理解醸成を図る事業

※1 「地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル（地域脱炭素化促進事業編）」（令和3年4月（予定）環境省大臣官房環境計画課）及び「風力発電に係る地方公共団体によるゾーニングマニュアル（第2版）」（令和2年3月環境省）を参考に、公表を前提としたゾーニング報告書（地方公共団体の地球温暖化対策、再エネに係る施策の一つとして公表するもので、ゾーニングマップ（騒音、景観等の地域特性に応じて選定した情報に係るレイヤーを重ね合わせ、各レイヤーにおける調整エリア等の課題等を整理することで、当該マップに基づいて風力発電等の事業が計画される場合、適正な環境配慮を促すことができるもの）やその根拠となるレイヤー情報、ゾーニング策定のための合意形成の取組（例：協議会での協議の内容、導入可能性検討エリア個票等）が記載されたもの）を取りまとめる事業をいう。

※2 地球温暖化対策推進法第21条第7項に規定する都道府県の定める基準のことをいう。

※3 地球温暖化対策推進法第21条第5項に規定する促進区域及び地域の環境の保全のための取組、地域の経済及び社会の持続的発展に資する取組のことをいう。

※4 補助事業の完了日が属する年度の終了後、2年を経過しても合意形成を図った結果を適切に反映した地方公共団体実行計画（区域施策編）が策定されない場合、環境省から改善のための指導を行うとともに、合理的な理由がないにもかかわらず指導に従わずに地方公共団体実行計画（区域施策編）を策定しない場合については補助金を返還させることがある。

注) 地域における特定の施設に対する設備導入を前提とした実現可能性調査について

は、本事業では原則として対象としないが、1-3 公共施設等への太陽光発電設備等の導入調査支援の活用が可能な場合がある。

(2) 補助金の交付を申請できる者

地方公共団体（都道府県、市町村、特別区。以下同じ。）とする。

複数の地方公共団体で共同申請する場合、本補助金の応募等を行う地方公共団体を補助金の交付の対象となる代表者（以下「代表申請者」という。）とし、他を共同申請者とする。

(3) 補助事業の実施期間

補助事業の実施期間は、原則として単年度とし、交付決定日から令和5年2月28日までとする。

(4) 複数年事業の廃止

複数年で事業を完成させることを前提として採択された事業について、翌年度以降に事業を廃止する場合には、交付した補助金の一部又は全部に相当する額を納付させる場合がある。

1-3. 公共施設等への太陽光発電設備等の導入調査支援（第1号事業の3）

(1) 対象事業の要件

ア 調査の結果は、地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）に基づく地方公共団体実行計画に適切に反映されることが前提であること※1

イ 補助事業の完了後、環境省が提供する「再生可能エネルギー情報提供システム（REPOS）」に当該事業の成果等を反映することがあるため、調査の結果から得られた必要となる情報を環境省に提供すること。

ウ 補助事業の完了後、当該補助事業の調査結果を踏まえた太陽光発電設備等の導入状況について、補助事業者が自ら公表すること。

エ 調査の対象は公共施設又は公有地（ため池、その他未利用地等）とし、次に掲げるもののいずれかに該当すること。

I 再エネを導入するに当たり生じる課題や目的等の情報の整理

II 考慮すべき地域特性、環境特性等（建築物や周辺環境等の確認のための現地調査を含む）の調査・検討

III 設置施設、場所、負荷及び規模等の調査・検討

IV 発電量、日射量、導入可能量、設置位置及び設置方法等の調査・検討

V 再エネを導入することによる地域の経済・社会にもたらす効果等の分析や事業採算性を評価するための調査・検討

※1 補助事業の完了日が属する年度の終了後、2年を経過しても調査の結果を適切に反映した地方公共団体実行計画が策定されない場合、環境省から改善のための指導を行うとともに、合理的な理由がないにもかかわらず指導に従わずに地方公共団体実行計画を策定しない場合については補助金を返還させることがある。

(2) 補助金の交付を申請できる者

地方公共団体（都道府県、市町村、特別区、一部事務組合又は広域連合。以下同じ。）又は地方公共団体と共同して実施する民間事業者とする。民間事業者が申請する場合、地方公共団体を代表申請者、民間事業者を共同申請者とするが、補助金の交付先は民間事業者とする。

また、複数の地方公共団体で共同申請する場合、本補助金の応募等を行う地方公共団体を補助金の交付の対象となる代表者（以下「代表申請者」という。）とし、他を共同申請者とする。

(3) 補助事業の実施期間

補助事業の実施期間は、原則として単年度とし、交付決定日から令和5年2月28日までとする。

(4) 複数年事業の廃止

複数年で事業を完成させることを前提として採択された事業について、翌年度以降に事業を廃止する場合には、交付した補助金の一部又は全部に相当する額を納付させる場合がある。

2. 官民連携で行う地域に裨益する再生可能エネルギーに関する事業の実施・運営体制を構築する事業（第2号事業）

(1) 対象事業の要件

ア 地域の主体が主導し、官民連携で、地域に裨益するような事業形態によって、地域に賦存する再エネの活用が継続的に促進され、地域が抱える多様な課題の解決にも同時に貢献する事業（以下「地域再エネ事業」という。）に係るスキームの検討、事業性検討及び実施・運営体制の構築を行う事業※であること

イ アの事業の内容が次に掲げるもののいずれかに該当すること

I 地域再エネ事業の実施に当たって、地域のエネルギー需要及び供給できるエネルギーを把握するための調査・検討

II 地域のエネルギー需給バランスに即した需給管理方法及びエネルギーシステムを構築するための調査・検討並びに当該エネルギーシステムの導入

III 地域再エネ事業の事業性・継続性を確保しつつ、地域の経済的・社会的課題への貢献を行うための事業スキーム・実施体制を構築するための調査・検討

IV 地域再エネ事業に係る事業採算性を評価するための調査・検討

V I からIVまでの事業を行う上で地域の関係者の合意形成を図るために実施する協議会の設置・運営（技術的助言を行う専門家の招聘を含む。）

VI I ～Vまでの検討等の結果等を踏まえた事業の実施・運営体制の構築

(※) 補助事業の完了日が属する年度の終了後1年以内に、本補助事業の実施を通じてその実施・運営体制が構築された地域再エネ事業に係る事業活動を開始すること。1年を経過しても開始されない場合、環境省から指導を行うとともに、合理的な理由がないにもかかわらず指導に従わずに地域再エネ事業に係る事業活動を開始しない場合については補助金を返還させることがある。

(2) 補助金の交付を申請できる者

補助金の応募申請をできる者は、地方公共団体（都道府県、市町村、特別区、一部事務組合又は広域連合）とする。民間事業者が申請する場合、地方公共団体を代表申請者、民間事業者を共同申請者とするが、補助金の交付先は民間事業者とする。

また、複数の地方公共団体で共同申請する場合、本補助金の応募等を行う地方公共団体を補助金の交付の対象となる代表者（以下「代表申請者」という。）とし、他を共同申請者とする。

(3) 補助事業の実施期間

補助事業の実施期間は、原則として単年度とし、交付決定日から令和5年2月28日までとする。

なお、補助事業の終了日とは、委託業者等から成果物の引き渡しを受け、支払が完了した日をいう。

(4) 複数年事業の廃止

複数年で事業を完成させることを前提として採択された事業について、翌年度以降に事業を廃止する場合には、交付した補助金の一部又は全部に相当する額を納付させる場合がある。

交付規程様式等

- 様式第1 交付申請書 (第5条関係)
 - 別紙1 実施計画書
 - 別紙2 経費内訳
- 様式第2 変更交付申請書 (第6条関係)
- 様式第3 交付決定通知書 (第7条関係)
- 様式第4 変更交付決定通知書 (第7条関係)
- 様式第5 計画変更承認申請書 (第8条関係)
- 様式第6 中止(廃止)承認申請書 (第8条関係)
- 様式第7 遅延報告書 (第8条関係)
- 様式第8 遂行状況報告書 (第8条関係)
- 様式第9 消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書 (第8条関係)
- 様式第10 取得財産等管理台帳 (第8条関係)
- 様式第11 完了実績報告書 (第11条関係)
 - 別紙1 実施報告書
 - 別紙2 経費所要額精算調書
- 様式第12 年度終了実績報告書 (第11条関係)
- 様式第13 交付額確定通知書 (第12条関係)
- 様式第14 精算(概算)払請求書 (第13条関係)
- 様式第15 翌年度補助事業開始承認申請書 (第15条関係)
- 様式第16 事業報告書 (第16条関係)

様式第1（第5条関係）

R C E S P A事業番号：

番	号
年	月 日

一般社団法人地域循環共生社会連携協会
代表理事 岡本 光司 殿

申請者 住 所
氏名又は名称
代表者の職・氏名

令和3年度（補正予算）二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業）
交付申請書

令和3年度（補正予算）二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業）交付規程（以下「交付規程」という。）第5条の規定により上記補助金の交付について下記のとおり申請します。

なお、交付決定を受けて補助事業を実施する際には、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）及び交付規程の定めるところに従います。

記

1 補助事業の目的及び内容

別紙1 実施計画書のとおり

2 補助金交付申請額

円

（うち消費税及び地方消費税相当額

円)

3 補助事業に要する経費

別紙2 経費内訳のとおり

4 補助事業の開始及び完了予定年月日

交付決定の日 ～ 年 月 日

- 5 本件責任者及び担当者の氏名、連絡先等
- (1) 責任者の所属部署・職名・氏名
 - (2) 担当者の所属部署・職名・氏名
 - (3) 連絡先（電話番号・Eメールアドレス）

6 その他参考資料

注1 規程第3条第3項の規定に基づき共同で申請する場合は、代表事業者が申請すること。

- 2 「6 その他参考資料」として、申請者が地方公共団体以外の者である場合は、申請者の組織概要、経理状況説明書（直近の2決算期に関する貸借対照表及び損益計算書（申請時に、法人の設立から1会計年度を経過していない場合には、申請年度の事業計画及び収支予算、法人の設立から1会計年度を経過し、かつ、2会計年度を経過していない場合には、直近の1決算期に関する貸借対照表及び損益計算書））及び定款（申請者が個人企業の場合は、住民票の写し（いずれも発行後3ヶ月以内のもの））を添付すること（申請者が、法律に基づき設立の認可等を行う行政機関から、その認可等を受け、又は当該行政機関の合議制の機関における設立の認可等が適当である旨の文書を受領している者である場合は、設立の認可等を受け、又は設立の認可等が適当であるとされた法人の事業計画及び収支予算の案並びに定款の案を添付すること。ただし、これらの案が作成されていない場合には、添付を要しない。）。また、地方公共団体が申請する場合は、申請年度の予算書を添付すること。
- 3 別紙1又は別紙2において事業ごとに求めている設備等のシステム図・配置図・仕様書、補助事業に関する見積書・各種計算書、法律に基づく登録に係る通知の写し等を添付すること。

※交付申請前にすでに提出されている書類については添付を省略して差し支えない。

別紙1（「第1号事業の1」用）

地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業実施計画書
（第1号事業の1）

事業名					
事業実施の団体名					
事業実施の担当者	事業実施の代表者				
	氏名	事業者名・役職名			所在地
	電話番号	FAX 番号	E-mail アドレス		
	事業実施の担当者（事業の窓口となる方）				
	氏名	事業者名・役職名			備考
	電話番号	FAX 番号	E-mail アドレス		
事業の主たる実施場所	* 実際に補助事業を行う場所				
共同事業者	団体等の名称	事業実施責任者			
		氏名	役職名	電話・FAX 番号	E-mail アドレス
＜事業の背景・目的＞					
<ul style="list-style-type: none"> * 前提となる地域の現状や課題等について記入してください。 * これまでの取組を含めて事業の背景を記入してください。 * 活用する地域資源や、同時解決したい地域課題について可能な範囲で具体的に示してください。 					
＜事業の実施内容＞					
<ul style="list-style-type: none"> * 次に掲げる項目のうち、実施する内容についてチェック欄「<input checked="" type="checkbox"/>」を入れてください。 * チェックした項目について、それぞれ実施内容を記入してください。 					
<input type="checkbox"/> 2050年までの脱炭素社会を見据えて再エネ導入目標を策定する事業 <ul style="list-style-type: none"> * 「いつまでに」、「どの再エネを」、「どのくらい導入する予定なのか」、についてロードマップを示してください。 					
<input type="checkbox"/> 地方公共団体実行計画（区域施策編）の策定または改定 <ul style="list-style-type: none"> * 地方公共団体実行計画（区域施策編）の策定等について以下のチェック欄において、内容を確認の上、承諾する場合は、チェック欄に「<input checked="" type="checkbox"/>」を入れてください。 * 補助事業の完了日が属する年度の終了後、2年を経過しても再エネ導入目標を適切に反映した地方公共団体実行計画（区域施策編）が策定されない場合、環境省から改善のための指導を行うとともに、合理的な理由がないにもかかわらず指導に従わずに地方公共団体実行計画（区域施策編）を策定しない場合については補助金を返還させることもあります。 					
<input type="checkbox"/> 地方公共団体実行計画（区域施策編）について策定済みの場合：今後、本事業の目標の内容を実行計画に位置付け、反映させるために地方公共団体実行計画（区域施策編）の改定を、補助事業の完了日が属する年度の					

<p>終了後2年以内に完了させます。</p> <p> 現行の地方公共団体実行計画策定日：(記入)</p> <p> 改定完了予定時期：(記入)</p> <p><input type="checkbox"/> 地方公共団体実行計画（区域施策編）について未策定の場合：補助事業の完了日が属する年度の終了後2年以内に、本事業の目標の内容を実行計画に位置付け、反映させた地方公共団体実行計画（区域施策編）の策定を完了させます。</p> <p> 策定完了予定時期：(記入)</p> <p><input type="checkbox"/> I 地域の自然的・経済的・社会的条件を踏まえた区域内の温室効果ガス、再生可能エネルギーの導入又は温室効果ガス削減のための取組に関する基礎情報の収集又は現状分析</p> <p> * 実施内容を記入してください。</p> <p><input type="checkbox"/> II 地域の特性や削減対策効果を踏まえた将来の温室効果ガス排出量に関する推計（可能な限り複数のパターンでの推計であること）</p> <p> * 実施内容を記入してください。</p> <p><input type="checkbox"/> III 地域の温室効果ガスの将来推計を踏まえた地域の将来ビジョン・脱炭素シナリオの作成</p> <p> * 実施内容を記入してください。</p> <p><input type="checkbox"/> IV 地域の再エネポテンシャルや将来のエネルギー消費量を踏まえた再エネの利用促進に係る再エネ導入目標の作成</p> <p> * 実施内容を記入してください。</p> <p><input type="checkbox"/> V III及びIVを実現するために必要な政策及び指標の検討並びに重要な施策に関する構想の策定</p> <p> * 実施内容を記入してください。</p> <p><input type="checkbox"/> VI 「地域脱炭素ロードマップ」（令和3年6月9日国・地方脱炭素実現会議決定）に基づく、地域脱炭素の実現を目指した計画策定（実現可能性調査※2の実施を含む。）</p> <p> * 実施内容を記入してください。</p>
<p><事業の実施体制></p> <p> * 本事業に参加するステークホルダーとその役割、体制や位置付け等を具体的に記入してください（ステークホルダーが今後担うべきと想定される役割等を含む）。</p> <p> * 2者以上の事業者による共同申請の場合は、代表申請者と共同申請者の役割分担を明確に記入してください。</p>
<p><事業の実施計画・スケジュール></p> <p> * 本調査業務の完了実績報告書が完成するまでのスケジュールを記入してください（複数年で申請する場合は、複数年で調査が必要な理由を記入した上で、計画完了年度まで記入してください）。</p> <p> * 全体を通して、事業期間内において無理のないスケジュールリング及び工程（補助金希望額を含む）を記入してください。特に複数年度事業の場合、単年度毎の事業の切り分けができる事業内容になっていることに留意してください。</p>
<p><事業実施関連事項について></p> <p> * 他の助成制度でこれまで過去3年間で実施した類似の事業の有無と、助成制度名、課題名、概ねの予算規模、本事業との関係について簡潔に記入してください。また当該事業がある場合については、その成果物の概要を添付してください。</p> <p> * 本補助金と平行して他の併用可能な補助金利用を考えている場合は、その内容を記入してください。</p>

<国等の施策等への取組状況>
該当する場合、チェック欄に「 <input checked="" type="checkbox"/> 」を入れてください。 <input type="checkbox"/> 2050年二酸化炭素排出実質ゼロを表明済の地方公共団体である。 <input type="checkbox"/> 本事業の実施内容が地域再生計画に位置づけられている。 <input type="checkbox"/> 福島県及び福島県内の地方公共団体である。 <input type="checkbox"/> バイオマス産業都市に選定されている。
<添付資料>
* 事業計画を説明するにあたって必要な書類を添付してください。

注1 記入欄が少ない場合は、本様式を引き伸ばして使用する。

別紙1 (「第1号事業の2」用)

地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業実施計画書
(第1号事業の2)

事業名					
事業実施の団体名					
事業実施の担当者	事業実施の代表者				
	氏名	事業者名・役職名			所在地
	電話番号	FAX 番号	E-mail アドレス		
	事業実施の担当者(事業の窓口となる方)				
	氏名	事業者名・役職名			備考
	電話番号	FAX 番号	E-mail アドレス		
	事業の主たる実施場所				
	* 実際に補助事業を行う場所				
共同事業者	団体等の名称	事業実施責任者			
		氏名	役職名	電話・FAX 番号	E-mail アドレス
＜事業の背景・目的＞					
<ul style="list-style-type: none"> * 前提となる地域の現状や課題等について記入してください。 * これまでの取組を含めて事業の背景を記入してください。 * 活用する地域資源や、同時解決したい地域課題について可能な範囲で具体的に示してください。 					
＜事業の実施内容＞					
<ul style="list-style-type: none"> * 次に掲げる項目のうち、実施する内容についてチェック欄「<input checked="" type="checkbox"/>」を入れてください。 * チェックした項目について、それぞれ実施内容を記入してください。 					
<input type="checkbox"/> 円滑な再エネ(風力、太陽光等)導入のための促進エリア設定等に向けたゾーニング等の合意形成を図る事業※					
<ul style="list-style-type: none"> * 事業の実施内容を記入してください。 					
(※) 地方公共団体実行計画(区域施策編)策定・実施マニュアル(地域脱炭素化促進事業編)(令和3年4月(予定)環境省大臣官房環境計画課)及び「風力発電に係る地方公共団体によるゾーニングマニュアル(第2版)(令和2年3月環境省)を参考に、公表を前提としたゾーニング報告書(地方公共団体の地球温暖化対策、再エネに係る施策の一つとして公表するもので、ゾーニングマップ(騒音、景観等の地域特性に応じて選定した情報に係るレイヤーを重ね合わせ、各レイヤーにおける調整エリア等の課題等を整理することで、当該マップに基づいて風力発電等の事業が計画される場合、適正な環境配慮を促すことができるもの)やその根拠となるレイヤー情報、ゾーニング策定のための合意形成の取組(例:協議会での協議の内容、導入可能性検討エリア個票等)が記載されたもの)を取りまとめる事業をいう。					
<input type="checkbox"/> 合意形成を図った結果、取りまとめられたゾーニング報告書は、補助事業の完了日が属する年度の終了後3ヶ月					

以内に公表すること

- * ゾーニング報告書の公表する時期や方法について記入してください。
- 地方公共団体実行計画（区域施策編）の策定または改定
 - * 地方公共団体実行計画（区域施策編）の策定等について以下のチェック欄において、内容を確認の上、承諾する場合は、チェック欄に「」を入れてください。
 - * 補助事業の完了日が属する年度の終了後、2年を経過しても合意形成を図った結果を適切に反映（特に陸上の事業を対象とする場合は、都道府県においては「都道府県基準」、市町村においては「促進区域等」に反映）した地方公共団体実行計画（区域施策編）が策定されない場合、環境省から改善のための指導を行うとともに、合理的な理由がないにもかかわらず指導に従わずに地方公共団体実行計画（区域施策編）を策定しない場合については補助金を返還させることもあります。
 - 地方公共団体実行計画（区域施策編）について策定済みの場合：今後、本事業の合意形成を図った結果を実行計画に位置付け、反映させるために地方公共団体実行計画（区域施策編）の改定を、補助事業の完了日が属する年度の終了後2年以内に完了させます。
 現行の地方公共団体実行計画策定日：（記入）
 改定完了予定時期：（記入）
 - 地方公共団体実行計画（区域施策編）について未策定の場合：補助事業の完了日が属する年度の終了後2年以内に、本事業の合意形成を図った結果を実行計画に位置付け、反映させた地方公共団体実行計画（区域施策編）の策定を完了させます。
 策定完了予定時期：（記入）
- I 地域の自然的・経済的・社会的条件を踏まえた既存情報の収集を行う事業
 - * 実施内容を記入してください。
- II Iに追加的な環境調査等を実施する事業
 - * 実施内容を記入してください。
- III I及びIIを踏まえたゾーニングマップ案を作成する事業
 - * 実施内容を記入してください。
- IV IIIに係る有識者や利害関係者、地域住民等からの意見聴取を行う事業
 - * 実施内容を記入してください。
- V IからIVまでの事業の実施に当たり地域の関係者等と合意形成を行うための専門的知見を要する会議等の開催
 - * 実施内容を記入してください。
- VI IからVまでの事業の結果を地域住民等に対して普及啓発し、再生可能エネルギー導入促進に向けた理解醸成を図る事業
 - * 実施内容を記入してください。

<事業の実施体制>

- * 本事業に参加するステークホルダーとその役割、体制や位置付け等を具体的に記入してください（ステークホルダーが今後担うべきと想定される役割等を含む）。
- * 2者以上の事業者による共同申請の場合は、代表申請者と共同申請者の役割分担を明確に記入してください。

<事業の実施計画・スケジュール>

- * 本調査業務の完了実績報告書が完成するまでのスケジュールを記入してください（複数年で申請する場合は、複数年で調査が必要な理由を記入した上で、計画完了年度まで記入してください）。

<p>* 全体を通して、事業期間内において無理のないスケジュールリング及び工程（補助金希望額を含む）を記入してください。特に複数年度事業の場合、単年度毎の事業の切り分けができる事業内容になっていることに留意してください。</p>
<p><事業実施関連事項について></p> <p>* 他の助成制度でこれまで過去3年間で実施した類似の事業の有無と、助成制度名、課題名、概ねの予算規模、本事業との関係について簡潔に記入してください。また当該事業がある場合については、その成果物の概要を添付してください。</p> <p>* 本補助金と平行して他の併用可能な補助金利用を考えている場合は、その内容を記入してください。</p> <p>* 環境影響評価制度に深く関わることから、ゾーニング補助事業の事務局（環境省及び環境省がその業務の一部を委託した者をいう。）から確認がされる事項に適切に対応すること、また、事務局からの適切な助言及びコメント等を適切に事業に反映できること留意してください。</p>
<p><国等の施策等への取組状況></p> <p>該当する場合、チェック欄に「<input checked="" type="checkbox"/>」を入れてください。</p> <p><input type="checkbox"/> 2050年二酸化炭素排出実質ゼロを表明済の地方公共団体である。</p> <p><input type="checkbox"/> 本事業の実施内容が地域再生計画に位置づけられている。</p> <p><input type="checkbox"/> 福島県及び福島県内の地方公共団体である。</p>
<p><添付資料></p> <p>* 事業計画を説明するにあたって必要な書類を添付してください。</p>

注1 記入欄が少ない場合は、本様式を引き伸ばして使用する。

別紙1 (「第1号事業の3」用)

地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業実施計画書
(第1号事業の3)

事業名					
事業実施の団体名					
事業実施の担当者	事業実施の代表者				
	氏名	事業者名・役職名			所在地
	電話番号	FAX 番号	E-mail アドレス		
	事業実施の担当者(事業の窓口となる方)				
	氏名	事業者名・役職名			備考
	電話番号	FAX 番号	E-mail アドレス		
事業の主たる実施場所	* 実際に補助事業を行う場所				
共同事業者	団体等の名称	事業実施責任者			
		氏名	役職名	電話・FAX 番号	E-mail アドレス
＜事業の背景・目的＞					
<ul style="list-style-type: none"> * 前提となる地域の現状や課題等について記入してください。 * これまでの取組を含めて事業の背景を記入してください。 * 活用する地域資源や、同時解決したい地域課題について可能な範囲で具体的に示してください。 					
＜事業の実施内容＞					
<ul style="list-style-type: none"> * 次に掲げる項目のうち、実施する内容についてチェック欄「<input checked="" type="checkbox"/>」を入れてください。 * チェックした項目について、それぞれ実施内容を記入してください。 <p><input type="checkbox"/> 地方公共団体実行計画(事務事業編または区域施策編)の策定または改定</p> <ul style="list-style-type: none"> * 地方公共団体実行計画の策定等について以下のチェック欄において、内容を確認の上、承諾する場合は、チェック欄に「<input checked="" type="checkbox"/>」を入れてください。 * 補助事業の完了日が属する年度の終了後、2年を経過しても調査の結果を適切に反映した地方公共団体実行計画が策定されない場合、環境省から改善のための指導を行うとともに、合理的な理由がないにもかかわらず指導に従わずに地方公共団体実行計画を策定しない場合については補助金を返還させることもあります。 <p><input type="checkbox"/> 地方公共団体実行計画(事務事業編または区域施策編)について策定済みの場合：今後、本事業の目標の内容を実行計画に位置付け、反映させるために地方公共団体実行計画の改定を、補助事業の完了日が属する年度の終了後2年以内に完了させます。</p> <p style="margin-left: 20px;">現行の地方公共団体実行計画策定日：(記入)</p> <p style="margin-left: 20px;">改定完了予定時期：(記入)</p> <p><input type="checkbox"/> 地方公共団体実行計画(事務事業編または区域施策編)について未策定の場合：補助事業の完了日が属する</p>					

年度の終了後2年以内に、本事業の目標の内容を実行計画に位置付け、反映させた地方公共団体実行計画の策定を完了させます。

策定完了予定時期：(記入)

- 補助事業の完了後、環境省が提供する「再生可能エネルギー情報提供システム (REPOS)」に当該事業の成果等を反映することがあるため、調査の結果から得られた必要となる情報を環境省に提供すること。
- * 情報提供の可否について、チェック欄に「」を入れてください。
- 本事業の調査結果について環境省から求めがあった場合、提供します。
- 本事業の調査結果について環境省から求めがあった場合、提供しません。
- 補助事業の完了後、当該補助事業の調査結果を踏まえた太陽光発電設備等の導入状況について、補助事業者が自ら公表すること。
- * 公表の可否について、チェック欄に「」を入れてください。
- 補助事業の完了後、当該補助事業の調査結果を踏まえた太陽光発電設備等の導入状況について、公表します。
- 補助事業の完了後、当該補助事業の調査結果を踏まえた太陽光発電設備等の導入状況について、公表しません。
- I 再エネを導入するに当たり生じる課題や目的等の情報の整理
- * 実施内容を記入してください。
- II 考慮すべき地域特性、環境特性等（建築物や周辺環境等の確認のための現地調査を含む）の調査・検討
- * 実施内容を記入してください。
- III 設置施設、場所、負荷及び規模等の調査・検討
- * 実施内容を記入してください。
- IV 発電量、日射量、導入可能量、設置位置及び設置方法等の調査・検討
- * 実施内容を記入してください。
- V 再エネを導入することによる地域の経済・社会にもたらす効果等の分析や事業採算性を評価するための調査・検討
- * 実施内容を記入してください。

※I～Vの項目について、調査の対象は公共が管理する場所とする。

<事業の実施体制>

- * 本事業に参加するステークホルダーとその役割、体制や位置付け等を具体的に記入してください（ステークホルダーが今後担うべきと想定される役割等を含む）。
- * 2者以上の事業者による共同申請の場合は、代表申請者と共同申請者の役割分担を明確に記入してください。

<事業の実施計画・スケジュール>

- * 本調査業務の完了実績報告書が完成するまでのスケジュールを記入してください（複数年で申請する場合は、複数年で調査が必要な理由を記入した上で、計画完了年度まで記入してください）。
- * 全体を通して、事業期間内において無理のないスケジュールリング及び工程（補助金希望額を含む）を記入してください。特に複数年事業の場合、単年度毎の事業の切り分けができる事業内容になっていることに留意してください。
- * 地球温暖化対策計画（令和3年10月22日閣議決定）により、太陽光発電設備の最大限の導入を率的に取り組むこととされたことを踏まえ、2030年及び2040年を見据えた太陽光等再エネ設備を率的に導入するためのロードマップを具体的に記載してください。

<事業実施関連事項について>
<ul style="list-style-type: none">* 他の助成制度でこれまで過去3年間で実施した類似の事業の有無と、助成制度名、課題名、概ねの予算規模、本事業との関係について簡潔に記入してください。また当該事業がある場合については、その成果物の概要を添付してください。* 本補助金と平行して他の併用可能な補助金利用を考えている場合は、その内容を記入してください。
<国等の施策等への取組状況>
該当する場合、チェック欄に「 <input checked="" type="checkbox"/> 」を入れてください。 <ul style="list-style-type: none"><input type="checkbox"/> 2050年二酸化炭素排出実質ゼロを表明済の地方公共団体である。<input type="checkbox"/> 本事業の実施内容が地域再生計画に位置づけられている。<input type="checkbox"/> 福島県及び福島県内の地方公共団体である。
<添付資料>
<ul style="list-style-type: none">* 事業計画を説明するにあたって必要な書類を添付してください。

注1 記入欄が少ない場合は、本様式を引き伸ばして使用する。

別紙1 (「第2号事業」用)

地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業実施計画書
(第2号事業)

事業名					
事業実施の団体名					
事業実施の担当者	事業実施の代表者				
	氏名	事業者名・役職名			所在地
	電話番号	FAX 番号	E-mail アドレス		
	事業実施の担当者(事業の窓口となる方)				
	氏名	事業者名・役職名			備考
	電話番号	FAX 番号	E-mail アドレス		
	事業の主たる実施場所				
	* 実際に補助事業を行う場所				
共同事業者	団体等の名称	事業実施責任者			
		氏名	役職名	電話・FAX 番号	E-mail アドレス
＜事業の背景・目的＞					
<ul style="list-style-type: none"> * 前提となる地域の現状や課題等について記入してください。 * これまでの取組を含めて事業の背景を記入してください。 * 活用する地域資源や、同時解決したい地域課題について可能な範囲で具体的に示してください。 					
＜事業の実施内容＞					
<ul style="list-style-type: none"> * 次に掲げる項目のうち、実施する内容についてチェック欄「<input checked="" type="checkbox"/>」を入れてください。 * チェックした項目について、それぞれ実施内容を記入してください。 <p><input type="checkbox"/> 地域の主体が主導し、官民連携で、地域に裨益するような事業形態によって、地域に賦存する再エネの活用が継続的に促進され、地域が抱える多様な課題の解決にも同時に貢献する事業(以下「地域再エネ事業」という。)に係るスキームの検討、事業性検討及び実施・運営体制の構築を行う事業(※)であること</p> <ul style="list-style-type: none"> * 事業の概要を記入してください。 * 本事業を通じて実施・運営体制が構築された地域再エネ事業に係る事業活動を開始する時期を記入してください。 <p>(※) 補助事業の完了日が属する年度の終了後1年以内に、本補助事業の実施を通じてその実施・運営体制が構築された地域再エネ事業に係る事業活動を開始すること。1年を経過しても開始されない場合、環境省から指導を行うとともに、合理的な理由がないにもかかわらず指導に従わずに地域再エネ事業に係る事業活動を開始しない場合については補助金を返還させることもあります。</p>					

<input type="checkbox"/> I 地域再エネ事業の実施に当たって、地域のエネルギー需要及び供給できるエネルギーを把握するための調査・検討 * 実施内容を記入してください。
<input type="checkbox"/> II 地域のエネルギー需給バランスに即した需給管理方法及びエネルギーシステムを構築するための調査・検討並びに当該エネルギーシステムの導入 * 実施内容を記入してください。
<input type="checkbox"/> III 地域再エネ事業の事業性・継続性を確保しつつ、地域の経済的・社会的課題への貢献を行うための事業スキーム・実施体制を構築するための調査・検討 * 実施内容を記入してください。
<input type="checkbox"/> IV 地域再エネ事業に係る事業採算性を評価するための調査・検討 * 実施内容を記入してください。
<input type="checkbox"/> V IからIVまでの事業を行う上で地域の関係者の合意形成を図るために実施する協議会の設置・運営（技術的助言を行う専門家の招聘を含む。） * 実施内容を記入してください。
<input type="checkbox"/> VI I～Vまでの検討等の結果等を踏まえた事業の実施・運営体制の構築 * 実施内容を記入してください。

<事業の実施体制>

* 本事業に参加するステークホルダーとその役割、体制や位置付け等を具体的に記入してください（ステークホルダーが今後担うべきと想定される役割等を含む）。 * 2者以上の事業者による共同申請の場合は、代表申請者と共同申請者の役割分担を明確に記入してください。
--

<事業の実施計画・スケジュール>

* 本調査業務の完了実績報告書が完成するまでのスケジュールを記入してください（複数年で申請する場合は、複数年で調査が必要な理由を記入した上で、計画完了年度まで記入してください）。 * 全体を通して、事業期間内において無理のないスケジューリング及び工程（補助金希望額を含む）を記入してください。特に複数年度事業の場合、単年度毎の事業の切り分けができる事業内容になっていることに留意してください。

<事業実施関連事項について>

* 他の助成制度でこれまで過去3年間で実施した類似の事業の有無と、助成制度名、課題名、概ねの予算規模、本事業との関係について簡潔に記入してください。また当該事業がある場合については、その成果物の概要を添付してください。 * 本補助金と平行して他の併用可能な補助金利用を考えている場合は、その内容を記入してください。
--

<国等の施策等への取組状況>

該当する場合、チェック欄に「 <input checked="" type="checkbox"/> 」を入れてください。 <input type="checkbox"/> 2050年二酸化炭素排出実質ゼロを表明済の地方公共団体である。 <input type="checkbox"/> 本事業の実施内容が地域再生計画に位置づけられている。
--

<input type="checkbox"/> 福島県及び福島県内の地方公共団体である。
<添付資料>
* 事業計画を説明するにあたって必要な書類を添付してください。

注1 記入欄が少ない場合は、本様式を引き伸ばして使用する。

別紙2

地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業に要する経費内訳

所要経費	(1) 総事業費	(2) 寄付金その他の収入	(3) 差引額 (1) - (2)	(4) 補助対象経費支出予定額	
	円	円	円	円	
	(5) 基準額	(6) 選定額 (4) と (5) を比較して少ない方の額	(7) 補助基本額 (3) と (6) を比較して少ない方の額	(8) 補助金所要額 (7) × ●/●	
	円	円	円	円	
補助対象経費支出予定額内訳					
経費区分・費目		金額	積算内訳		
(記載例) 業務費 報酬・給料・職員手当 社会保険料 賃金 諸謝金 会議費 旅費 印刷製本費 通信運搬費 手数料 委託料 使用料及賃借料 消耗品費		〇〇〇 〇〇〇 〇〇〇 〇〇〇 〇〇〇	* 交付規程の別表第2に準拠し記載のこと。 【補助対象外経費】計 円 (主な内訳を記載のこと)		
合計		円			
購入予定の主な財産の内訳 (一品、一組又は一式の価格が50万円以上のもの)					
名称	仕様	数量	単価	金額	購入予定時期

注 本内訳に、見積書又は計算書等を添付する。

様式第2（第6条関係）

R C E S P A事業番号：

番 号
年 月 日

一般社団法人地域循環共生社会連携協会
代表理事 岡本光司 殿

補助事業者 住 所
氏名又は名称
代表者の職・氏名

令和3年度（補正予算）二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業）
変更交付申請書

年 月 日付け 第 号で交付決定の通知を受けた二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業）を下記のとおり変更したいので、令和3年度（補正予算）二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業）交付規程（以下「交付規程」という。）第6条の規定により関係書類を添えて申請します。

なお、変更交付決定を受けて補助事業を実施する際には、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）及び交付規程の定めるところに従います。

記

1 補助変更申請額

2 変更内容

3 変更理由

（注）具体的に記載する。

4 本件責任者及び担当者の氏名、連絡先等

- （1）責任者の所属部署・職名・氏名
- （2）担当者の所属部署・職名・氏名
- （3）連絡先（電話番号・Eメールアドレス）

- 注1 規程第3条第3項の規定に基づき共同で交付申請した場合は、代表事業者が申請すること。
- 2 1の金額欄の上部に（ ）書きで当初交付決定額を記載する。
 - 3 添付書類は、様式第1のそれぞれに準じて変更部分について作成することとし、別紙2については、変更前の金額を上段に（ ）書きし、変更後の金額を下段に記載すること。

様式第3（第7条関係）

RCESPA事業番号：
番 号

令和3年度（補正予算）二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業）交付決定通知書

補助事業者

年 月 日付け 第 号で交付申請のあった令和3年度（補正予算）二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業）については、令和3年度（補正予算）二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業）交付規程（平成 年 月 日 第 号。以下「交付規程」という。）第7条第1項の規定により、下記のとおり交付することを決定したので、通知する。

令和 年 月 日

一般社団法人地域循環共生社会連携協会 代表理事 岡本 光司

記

- 1 補助金の交付の対象となる事業及びその内容は、年 月 日付け 第 号交付申請書のとおりである。
- 2 補助基本額及び補助金の額は次のとおりである。ただし、事業の内容を変更する場合において、補助基本額又は補助金の額が変更されるときは、別に通知するところによる。
補助基本額 金 円 補助金の額 金 円
- 3 事業に要する経費の区分ごとの配分及びこれに対応する補助金の額は、年 月 日付け 第 号交付申請書記載のとおりである。
- 4 事業内容の変更等特段の事情がない限り、交付を行う補助金の額は、この交付決定額を上限とする。
- 5 補助事業者は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業）交付要綱（令和4年1月19日環政計発第2103296号）、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業）実施要領（令和3年4月1日環政計発第2103297号）及び交付規程に従わなければならない。

- 6 この交付決定に対し不服があるとき、申請の取り下げをすることのできる期限は交付決定の日から15日以内とする。
- 7 補助事業における仕入れに係る消費税等については、交付規程第4条第2項ただし書の定めるところにより算定されている場合は、補助金の額の確定又は消費税の申告後において精算減額又は返還を行うこととする。
- 8 補助事業者がPOファイナンス(本事業に係る電子記録債権を担保提供することによる金融機関からの融資)を活用して本事業を実施した場合の補助事業終了後の一般社団法人地域循環共生社会連携協会に対する補助金請求に当たっては、POファイナンス運営会社が指示する金融機関口座を指定しなければならない。また、一般社団法人地域循環共生社会連携協会は、補助事業者が当該指示する口座以外を指定した場合であっても、理由の如何を問わず、補助金はPOファイナンス運営会社が指示する金融機関の当該補助事業者名義の口座に振り込むこととする。

(本件責任者及び担当者の氏名、連絡先等)

- (1) 責任者の所属部署・職名・氏名
- (2) 担当者の所属部署・職名・氏名
- (3) 連絡先(電話番号・Eメールアドレス)

様式第4（第7条関係）

RCESPA事業番号：
番 号

令和3年度（補正予算）二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業）変更交付決定通知書

補助事業者

年 月 日付け 第 号で変更交付申請のあった令和3年度（補正予算）二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業）については、令和3年度（補正予算）二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業）交付規程（令和 年 月 日 第 号。以下「交付規程」という。）第7条第1項の規定により、年 月 日付け 第 号で交付決定した内容を下記のとおり変更することを決定したので通知する。

令和 年 月 日

一般社団法人地域循環共生社会連携協会 代表理事 岡本 光司

記

- 1 補助金の交付の対象となる事業及びその内容は、年 月 日付け 第 号変更交付申請書のとおりである。
- 2 変更後の補助金の額は、次のとおりである。

変更前補助基本額 金	円	変更前補助金の額 金	円
変更後補助基本額 金	円	変更後補助金の額 金	円
増 減 額 金	円	増 減 額 金	円
- 3 事業に要する経費の区分ごとの配分及びこれに対応する変更後の補助金の額は、年 月 日付け 第 号変更交付申請書記載のとおりである。
- 4 補助事業者は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業）交付要綱（令和4年1月19日環政計発第2103296号）、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業）実施要領（令和3年4月1日環政計発第2103297号）及び交付規程に従わなければならない。
- 5 この交付決定に対し不服があるとき、申請の取り下げをすることのできる期限は交付決定の日から15日以内とする。

- 6 補助事業における仕入れに係る消費税等については、交付規程第4条第2項ただし書の定めるところにより算定されている場合は、補助金の額の確定又は消費税の申告後において精算減額又は返還を行うこととする。
- 7 補助事業者がPO ファイナンス（本事業に係る電子記録債権を担保提供することによる金融機関からの融資）を活用して本事業を実施した場合の補助事業終了後の一般社団法人地域循環共生社会連携協会に対する補助金請求に当たっては、PO ファイナンス運営会社が指示する金融機関口座を指定しなければならない。また、一般社団法人地域循環共生社会連携協会は、補助事業者が当該指示する口座以外を指定した場合であっても、理由の如何を問わず、補助金はPO ファイナンス運営会社が指示する金融機関の当該補助事業者名義の口座に振り込むこととする。

（本件責任者及び担当者の氏名、連絡先等）

- （1）責任者の所属部署・職名・氏名
- （2）担当者の所属部署・職名・氏名
- （3）連絡先（電話番号・Eメールアドレス）

様式第5（第8条関係）

R C E S P A事業番号：
番 号
年 月 日一般社団法人地域循環共生社会連携協会
代表理事 岡本光司 殿補助事業者 住 所
氏名又は名称
代表者の職・氏名令和3年度（補正予算）二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業）
計画変更承認申請書

年 月 日付け 第 号で交付決定の通知を受けた二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業）の計画を下記のとおり変更したいので、令和3年度（補正予算）二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業）交付規程（以下「交付規程」という。）第8条第三号の規定により関係書類を添えて申請します。

なお、計画変更の承認を受けて補助事業を実施する際には、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）及び交付規程の定めるところに従います。

記

- 1 変更の内容
- 2 変更を必要とする理由
- 3 変更が補助事業に及ぼす影響
- 4 本件責任者及び担当者の氏名、連絡先等
 - (1) 責任者の所属部署・職名・氏名
 - (2) 担当者の所属部署・職名・氏名
 - (3) 連絡先（電話番号・Eメールアドレス）

- 注1 規程第3条第3項の規定に基づき共同で交付申請した場合は、代表事業者が申請すること。
- 2 事業の内容を変更する場合にあつては、様式第1の別紙1に変更後の内容を記載して添付すること。
- 3 経費の配分を変更する場合にあつては、様式第1の別紙2に変更前の金額を上段に（ ）書きし、変更後の金額を下段に記載して添付すること。

様式第6（第8条関係）

RCESPA事業番号：

番	号
年	月 日

一般社団法人地域循環共生社会連携協会
代表理事 岡本 光司 殿

補助事業者 住 所
氏名又は名称
代表者の職・氏名

令和3年度（補正予算）二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業）
中止（廃止）承認申請書

年 月 日付け 第 号で交付決定の通知を受けた二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業）を下記のとおり中止（廃止）したいので、令和3年度（補正予算）二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業）交付規程第8条第四号の規定により関係書類を添えて申請します。

記

- 1 中止（廃止）を必要とする理由
- 2 中止（廃止）の予定年月日
- 3 中止（廃止）までに実施した事業内容
- 4 中止（廃止）が補助事業に及ぼす影響
- 5 中止（廃止）後の措置
- 6 本件責任者及び担当者の氏名、連絡先等
 - (1) 責任者の所属部署・職名・氏名
 - (2) 担当者の所属部署・職名・氏名
 - (3) 連絡先（電話番号・Eメールアドレス）

注1 規程第3条第3項の規定に基づき共同で交付申請した場合は、代表事業者が申請すること。

- 2 中止（廃止）までに実施した事業の内容については、様式第1の別紙1を使用し記載するとともに、様式第1の別紙2に交付決定額を上段に（ ）書きし、中止（廃止）時の実施見込額を下段に記載した書類を添付すること。

様式第7（第8条関係）

R C E S P A事業番号：

番 号
年 月 日

一般社団法人地域循環共生社会連携協会
代表理事 岡本光司 殿

補助事業者 住 所
氏名又は名称
代表者の職・氏名

令和3年度（補正予算）二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業）
遅延報告書

年 月 日付け 第 号で交付決定の通知を受けた二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業）の遅延について、令和3年度（補正予算）二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業）交付規程第8条第五号の規定により下記のとおり指示を求めます。

記

- 1 遅延の原因及び内容
- 2 遅延に係る金額
- 3 遅延に対して採った措置
- 4 遅延等が補助事業に及ぼす影響
- 5 補助事業の実施予定及び完了予定年月日
- 6 本件責任者及び担当者の氏名、連絡先等
 - (1) 責任者の所属部署・職名・氏名
 - (2) 担当者の所属部署・職名・氏名
 - (3) 連絡先（電話番号・Eメールアドレス）

- 注1 規程第3条第3項の規定に基づき共同で交付申請した場合は、代表事業者が報告すること。
- 2 事業の進捗状況を示した工程表を、当初と変更後を対比できるように作成し添付すること。

様式第8（第8条関係）

RCESPA事業番号：

番 号
年 月 日

一般社団法人地域循環共生社会連携協会
代表理事 岡本 光司 殿

補助事業者 住 所
氏名又は名称
代表者の職・氏名

令和3年度（補正予算）二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業）
遂行状況報告書

年 月 日付け 第 号で交付決定の通知を受けた二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業）の遂行状況について、令和3年度（補正予算）二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業）交付規程第8条第六号の規定により下記のとおり報告します。

記

経費の区分	交付決定額(円)	実施額(円)	遂行状況
計			

本件責任者及び担当者の氏名、連絡先等

- (1) 責任者の所属部署・職名・氏名
- (2) 担当者の所属部署・職名・氏名
- (3) 連絡先（電話番号・Eメールアドレス）

注 規程第3条第3項の規定に基づき共同で交付申請した場合は、代表事業者が報告すること。

様式第9 (第8条関係)

RCESPA事業番号：

番 号
年 月 日一般社団法人地域循環共生社会連携協会
代表理事 岡本光司 殿補助事業者 住 所
氏名又は名称
代表者の職・氏名

令和3年度（補正予算）消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書

年 月 日付け 第 号で交付決定の通知を受けた二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業）について、令和3年度（補正予算）二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業）交付規程第8条第十号の規定に基づき下記のとおり報告します。

記

1 補助金額（規程第12条第1項による額の確定額）

金 円

2 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額

金 円

3 本件責任者及び担当者の氏名、連絡先等

- (1) 責任者の所属部署・職名・氏名
- (2) 担当者の所属部署・職名・氏名
- (3) 連絡先（電話番号・Eメールアドレス）

注1 規程第3条第3項の規定に基づき共同で交付申請した場合は、代表事業者が報告すること。

- 2 別紙として積算の内容を添付すること。

様式第10 (第8条関係)

二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金
 (地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業)
 取得財産等管理台帳 (令和3年度 (補正予算))

財産名 (備品等名)	規格	数量	単価 (円)	金額 (円)	取得年 月日	耐用 年数	設置又は 保管場所

注1 対象となる取得財産等は、取得価格又は効用の増加価格が二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金 (地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業) 交付規程第8条第十四号に規定する処分制限額以上の財産とする。

2 数量は、同一規格等であれば一括して記載して差し支えない。単価が異なる場合は、区分して記載すること。

3 取得年月日は、検収年月日を記載すること。

様式第11 (第11条関係)

RCESPA事業番号：

番 号
年 月 日

一般社団法人地域循環共生社会連携協会
代表理事 岡本 光司 殿

補助事業者 住 所
氏名又は名称
代表者の職・氏名

令和3年度(補正予算)二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業)
完了実績報告書

年 月 日付け 第 号で交付決定の通知を受けた二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業)を完了(中止・廃止)しましたので、令和3年度(補正予算)二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業)交付規程第11条第1項の規定に基づき下記のとおり報告します。

記

- 1 補助金の交付決定額及び交付決定年月日
金 円 (年 月 日 番号)
(うち消費税及び地方消費税相当額 円)
- 2 補助事業の実施状況
別紙1 実施報告書のとおり
- 3 補助金の経費収支実績
別紙2 経費所要額精算調書のとおり
- 4 補助事業の実施期間
年 月 日 ~ 年 月 日
- 5 本件責任者及び担当者の氏名、連絡先等
 - (1) 責任者の所属部署・職名・氏名
 - (2) 担当者の所属部署・職名・氏名
 - (3) 連絡先(電話番号・Eメールアドレス)

6 添付資料

- (1) 完成図書（各種手続等に係る書面の写しを含む。）
- (2) 写真（工程等が分かるもの）
- (3) その他参考資料（領収書等含む。）

注 規程第3条第3項の規定に基づき共同で交付申請した場合は、代表事業者が報告すること。

別紙1 (「第1号事業の1」用)

地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業実施報告書
(第1号事業の1)

事業名					
事業実施の団体名					
事業実施の担当者	事業実施の代表者				
	氏名	事業者名・役職名			所在地
	電話番号	FAX 番号	E-mail アドレス		
	事業実施の担当者(事業の窓口となる方)				
	氏名	事業者名・役職名			備考
	電話番号	FAX 番号	E-mail アドレス		
	事業の主たる実施場所				
	* 実際に補助事業を行う場所				
共同事業者	団体等の名称	事業実施責任者			
		氏名	役職名	電話・FAX 番号	E-mail アドレス
＜事業の背景・目的＞					
<ul style="list-style-type: none"> * 前提となる地域の現状や課題等について記入してください。 * これまでの取組を含めて事業の背景を記入してください。 * 活用する地域資源や、同時解決したい地域課題について可能な範囲で具体的に示してください。 					
＜事業の実施進捗及び達成状況＞					
<ul style="list-style-type: none"> * 次に掲げる項目のうち、実施する内容についてチェック欄「<input checked="" type="checkbox"/>」を入れてください。 * チェックした項目について、それぞれ実施内容を記入してください。 <p><input type="checkbox"/> 2050年までの脱炭素社会を見据えて再エネ導入目標を策定する事業</p> <ul style="list-style-type: none"> * 「いつまでに」、「どの再エネを」、「どのくらい導入する予定なのか」、についてロードマップを示してください。 <p><input type="checkbox"/> 地方公共団体実行計画(区域施策編)の策定または改定</p> <ul style="list-style-type: none"> * 地方公共団体実行計画(区域施策編)の策定等について以下のチェック欄において、内容を確認の上、承諾する場合は、チェック欄に「<input checked="" type="checkbox"/>」を入れてください。 * 補助事業の完了日が属する年度の終了後、2年を経過しても再エネ導入目標を適切に反映した地方公共団体実行計画(区域施策編)が策定されない場合、環境省から改善のための指導を行うとともに、合理的な理由がないにもかかわらず指導に従わずに地方公共団体実行計画(区域施策編)を策定しない場合については補助金を返還させることもあります。 <p><input type="checkbox"/> 地方公共団体実行計画(区域施策編)について策定済みの場合：今後、本事業の目標の内容を実行計画に位置付け、反映させるために地方公共団体実行計画(区域施策編)の改定を、補助事業の完了日が属する年度の</p>					

<p>終了後2年以内に完了させます。</p> <p> 現行の地方公共団体実行計画策定日：(記入)</p> <p> 改定完了予定時期：(記入)</p> <p><input type="checkbox"/> 地方公共団体実行計画（区域施策編）について未策定の場合：補助事業の完了日が属する年度の終了後2年以内に、本事業の目標の内容を実行計画に位置付け、反映させた地方公共団体実行計画（区域施策編）の策定を完了させます。</p> <p> 策定完了予定時期：(記入)</p> <p><input type="checkbox"/> I 地域の自然的・経済的・社会的条件を踏まえた区域内の温室効果ガス、再生可能エネルギーの導入又は温室効果ガス削減のための取組に関する基礎情報の収集又は現状分析</p> <p> * 実施内容を記入してください。</p> <p><input type="checkbox"/> II 地域の特性や削減対策効果を踏まえた将来の温室効果ガス排出量に関する推計（可能な限り複数のパターンでの推計であること）</p> <p> * 実施内容を記入してください。</p> <p><input type="checkbox"/> III 地域の温室効果ガスの将来推計を踏まえた地域の将来ビジョン・脱炭素シナリオの作成</p> <p> * 実施内容を記入してください。</p> <p><input type="checkbox"/> IV 地域の再エネポテンシャルや将来のエネルギー消費量を踏まえた再エネの利用促進に係る再エネ導入目標の作成</p> <p> * 実施内容を記入してください。</p> <p><input type="checkbox"/> V III及びIVを実現するために必要な政策及び指標の検討並びに重要な施策に関する構想の策定</p> <p> * 実施内容を記入してください。</p> <p><input type="checkbox"/> VI 「地域脱炭素ロードマップ」（令和3年6月9日国・地方脱炭素実現会議決定）に基づく、地域脱炭素の実現を目指した計画策定（実現可能性調査※2の実施を含む。）</p> <p> * 実施内容を記入してください。</p>
<p><事業の実施体制></p> <p> * 本事業に参加するステークホルダーとその役割、体制や位置付け等を具体的に記入してください（ステークホルダーが今後担うべきと想定される役割等を含む）。</p> <p> * 2者以上の事業者による共同申請の場合は、代表申請者と共同申請者の役割分担を明確に記入してください。</p>
<p><事業の実施計画・スケジュール></p> <p> * 本調査業務の完了実績報告書が完成するまでのスケジュールを記入してください（複数年で申請する場合は、複数年で調査が必要な理由を記入した上で、計画完了年度まで記入してください）。</p> <p> * 全体を通して、事業期間内において無理のないスケジュールリング及び工程（補助金希望額を含む）を記入してください。特に複数年度事業の場合、単年度毎の事業の切り分けができる事業内容になっていることに留意してください。</p>
<p><事業実施関連事項について></p> <p> * 他の助成制度でこれまで過去3年間で実施した類似の事業の有無と、助成制度名、課題名、概ねの予算規模、本事業との関係について簡潔に記入してください。また当該事業がある場合については、その成果物の概要を添付してください。</p> <p> * 本補助金と平行して他の併用可能な補助金利用を考えている場合は、その内容を記入してください。</p>

<国等の施策等への取組状況>
該当する場合、チェック欄に「 <input checked="" type="checkbox"/> 」を入れてください。 <input type="checkbox"/> 2050年二酸化炭素排出実質ゼロを表明済の地方公共団体である。 <input type="checkbox"/> 本事業の実施内容が地域再生計画に位置づけられている。 <input type="checkbox"/> 福島県及び福島県内の地方公共団体である。 <input type="checkbox"/> バイオマス産業都市に選定されている。
<添付資料>
* 事業計画を説明するにあたって必要な書類を添付してください。

注1 記入欄が少ない場合は、本様式を引き伸ばして使用する。

別紙1 (「第1号事業の2」用)

地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業実施報告書
(第1号事業の2)

事業名					
事業実施の団体名					
事業実施の担当者	事業実施の代表者				
	氏名	事業者名・役職名			所在地
	電話番号	FAX 番号	E-mail アドレス		
	事業実施の担当者(事業の窓口となる方)				
	氏名	事業者名・役職名			備考
	電話番号	FAX 番号	E-mail アドレス		
事業の主たる実施場所	* 実際に補助事業を行う場所				
共同事業者	団体等の名称	事業実施責任者			
		氏名	役職名	電話・FAX 番号	E-mail アドレス
<事業の背景・目的>					
<ul style="list-style-type: none"> * 前提となる地域の現状や課題等について記入してください。 * これまでの取組を含めて事業の背景を記入してください。 * 活用する地域資源や、同時解決したい地域課題について可能な範囲で具体的に示してください。 					
<事業の実施進捗及び達成状況>					
<ul style="list-style-type: none"> * 次に掲げる項目のうち、実施する内容についてチェック欄「<input checked="" type="checkbox"/>」を入れてください。 * チェックした項目について、それぞれ実施内容を記入してください。 <p><input type="checkbox"/> 円滑な再エネ(風力、太陽光等)導入のための促進エリア設定等に向けたゾーニング等の合意形成を図る事業※</p> <ul style="list-style-type: none"> * 事業の実施内容を記入してください。 <p>(※)「地方公共団体実行計画(区域施策編)策定・実施マニュアル(地域脱炭素化促進事業編)」(令和3年4月(予定)環境省大臣官房環境計画課)及び「風力発電に係る地方公共団体によるゾーニングマニュアル(第2版)」(令和2年3月環境省)を参考に、公表を前提としたゾーニング報告書(地方公共団体の地球温暖化対策、再エネに係る施策の一つとして公表するもので、ゾーニングマップ(騒音、景観等の地域特性に応じて選定した情報に係るレイヤーを重ね合わせ、各レイヤーにおける調整エリア等の課題等を整理することで、当該マップに基づいて風力発電等の事業が計画される場合、適正な環境配慮を促すことができるもの)やその根拠となるレイヤー情報、ゾーニング策定のための合意形成の取組(例:協議会での協議の内容、導入可能性検討エリア個票等)が記載されたもの)を取りまとめる事業をいう。</p> <p><input type="checkbox"/> 合意形成を図った結果、取りまとめられたゾーニング報告書は、補助事業の完了日が属する年度の終了後3ヶ月</p>					

以内に公表すること

- * ゾーニング報告書の公表する時期や方法について記入してください。
- 地方公共団体実行計画（区域施策編）の策定または改定
 - * 地方公共団体実行計画（区域施策編）の策定等について以下のチェック欄において、内容を確認の上、承諾する場合は、チェック欄に「」を入れてください。
 - * 補助事業の完了日が属する年度の終了後、2年を経過しても合意形成を図った結果を適切に反映（特に陸上の事業を対象とする場合は、都道府県においては「都道府県基準」、市町村においては「促進区域等」に反映）した地方公共団体実行計画（区域施策編）が策定されない場合、環境省から改善のための指導を行うとともに、合理的な理由がないにもかかわらず指導に従わずに地方公共団体実行計画（区域施策編）を策定しない場合については補助金を返還させることもあります。
 - 地方公共団体実行計画（区域施策編）について策定済みの場合：今後、本事業の合意形成を図った結果を実行計画に位置付け、反映させるために地方公共団体実行計画（区域施策編）の改定を、補助事業の完了日が属する年度の終了後2年以内に完了させます。
 現行の地方公共団体実行計画策定日：（記入）
 改定完了予定時期：（記入）
 - 地方公共団体実行計画（区域施策編）について未策定の場合：補助事業の完了日が属する年度の終了後2年以内に、本事業の合意形成を図った結果を実行計画に位置付け、反映させた地方公共団体実行計画（区域施策編）の策定を完了させます。
 策定完了予定時期：（記入）
- I 地域の自然的・経済的・社会的条件を踏まえた既存情報の収集を行う事業
 - * 実施内容を記入してください。
- II Iに追加的な環境調査等を実施する事業
 - * 実施内容を記入してください。
- III I及びIIを踏まえたゾーニングマップ案を作成する事業
 - * 実施内容を記入してください。
- IV IIIに係る有識者や利害関係者、地域住民等からの意見聴取を行う事業
 - * 実施内容を記入してください。
- V IからIVまでの事業の実施に当たり地域の関係者等と合意形成を行うための専門的知見を要する会議等の開催
 - * 実施内容を記入してください。
- VI IからVまでの事業の結果を地域住民等に対して普及啓発し、再生可能エネルギー導入促進に向けた理解醸成を図る事業
 - * 実施内容を記入してください。

<事業の実施体制>

- * 本事業に参加するステークホルダーとその役割、体制や位置付け等を具体的に記入してください（ステークホルダーが今後担うべきと想定される役割等を含む）。
- * 2者以上の事業者による共同申請の場合は、代表申請者と共同申請者の役割分担を明確に記入してください。

<事業の実施計画・スケジュール>

- * 本調査業務の完了実績報告書が完成するまでのスケジュールを記入してください（複数年で申請する場合は、複数年で調査が必要な理由を記入した上で、計画完了年度まで記入してください）。

<p>* 全体を通して、事業期間内において無理のないスケジュールリング及び工程（補助金希望額を含む）を記入してください。特に複数年度事業の場合、単年度毎の事業の切り分けができる事業内容になっていることに留意してください。</p>
<p><事業実施関連事項について></p> <p>* 他の助成制度でこれまで過去3年間で実施した類似の事業の有無と、助成制度名、課題名、概ねの予算規模、本事業との関係について簡潔に記入してください。また当該事業がある場合については、その成果物の概要を添付してください。</p> <p>* 本補助金と平行して他の併用可能な補助金利用を考えている場合は、その内容を記入してください。</p> <p>* 環境影響評価制度に深く関わることから、ゾーニング補助事業の事務局（環境省及び環境省がその業務の一部を委託した者をいう。）から確認がされる事項に適切に対応すること、また、事務局からの適切な助言及びコメント等を適切に事業に反映できること留意してください。</p>
<p><国等の施策等への取組状況></p> <p>該当する場合、チェック欄に「<input checked="" type="checkbox"/>」を入れてください。</p> <p><input type="checkbox"/> 2050年二酸化炭素排出実質ゼロを表明済の地方公共団体である。</p> <p><input type="checkbox"/> 本事業の実施内容が地域再生計画に位置づけられている。</p> <p><input type="checkbox"/> 福島県及び福島県内の地方公共団体である。</p>
<p><添付資料></p> <p>* 事業計画を説明するにあたって必要な書類を添付してください。</p>

注1 記入欄が少ない場合は、本様式を引き伸ばして使用する。

別紙1 (「第1号事業の3」用)

地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業実施報告書
(第1号事業の3)

事業名					
事業実施の団体名					
事業実施の担当者	事業実施の代表者				
	氏名	事業者名・役職名			所在地
	電話番号	FAX番号	E-mailアドレス		
	事業実施の担当者(事業の窓口となる方)				
	氏名	事業者名・役職名			備考
	電話番号	FAX番号	E-mailアドレス		
事業の主たる実施場所	* 実際に補助事業を行う場所				
共同事業者	団体等の名称	事業実施責任者			
		氏名	役職名	電話・FAX番号	E-mailアドレス
<事業の背景・目的>					
<ul style="list-style-type: none"> * 前提となる地域の現状や課題等について記入してください。 * これまでの取組を含めて事業の背景を記入してください。 * 活用する地域資源や、同時解決したい地域課題について可能な範囲で具体的に示してください。 					
<事業の実施進捗及び達成状況>					
<ul style="list-style-type: none"> * 次に掲げる項目のうち、実施する内容についてチェック欄「<input checked="" type="checkbox"/>」を入れてください。 * チェックした項目について、それぞれ実施内容を記入してください。 <p><input type="checkbox"/> 地方公共団体実行計画(事務事業編または区域施策編)の策定または改定</p> <ul style="list-style-type: none"> * 地方公共団体実行計画の策定等について以下のチェック欄において、内容を確認の上、承諾する場合は、チェック欄に「<input checked="" type="checkbox"/>」を入れてください。 * 補助事業の完了日が属する年度の終了後、2年を経過しても調査の結果を適切に反映した地方公共団体実行計画が策定されない場合、環境省から改善のための指導を行うとともに、合理的な理由がないにもかかわらず指導に従わずに地方公共団体実行計画を策定しない場合については補助金を返還させることもあります。 <p><input type="checkbox"/> 地方公共団体実行計画(事務事業編または区域施策編)について策定済みの場合：今後、本事業の目標の内</p>					

容を実行計画に位置付け、反映させるために地方公共団体実行計画の改定を、補助事業の完了日が属する年度の終了後2年以内に完了させます。

現行の地方公共団体実行計画策定日：(記入)

改定完了予定時期：(記入)

- 地方公共団体実行計画（事務事業編または区域施策編）について未策定の場合：補助事業の完了日が属する年度の終了後2年以内に、本事業の目標の内容を実行計画に位置付け、反映させた地方公共団体実行計画の策定を完了させます。

策定完了予定時期：(記入)

- 補助事業の完了後、環境省が提供する「再生可能エネルギー情報提供システム（REPOS）」に当該事業の成果等を反映することがあるため、調査の結果から得られた必要となる情報を環境省に提供すること。

* 情報提供の可否について、チェック欄に「」を入れてください。

- 本事業の調査結果について環境省から求めがあった場合、提供します。

- 本事業の調査結果について環境省から求めがあった場合、提供しません。

- 補助事業の完了後、当該補助事業の調査結果を踏まえた太陽光発電設備等の導入状況について、補助事業者が自ら公表すること。

* 公表の可否について、チェック欄に「」を入れてください。

- 補助事業の完了後、当該補助事業の調査結果を踏まえた太陽光発電設備等の導入状況について、公表します。

- 補助事業の完了後、当該補助事業の調査結果を踏まえた太陽光発電設備等の導入状況について、公表しません。

- I 再エネを導入するに当たり生じる課題や目的等の情報の整理

* 実施内容を記入してください。

- II 考慮すべき地域特性、環境特性等（建築物や周辺環境等の確認のための現地調査を含む）の調査・検討

* 実施内容を記入してください。

- III 設置施設、場所、負荷及び規模等の調査・検討

* 実施内容を記入してください。

- IV 発電量、日射量、導入可能量、設置位置及び設置方法等の調査・検討

* 実施内容を記入してください。

- V 再エネを導入することによる地域の経済・社会にもたらす効果等の分析や事業採算性を評価するための調査・検討

* 実施内容を記入してください。

※I～Vの項目について、調査の対象は公共が管理する場所とする。

<事業の実施体制>

* 本事業に参加するステークホルダーとその役割、体制や位置付け等を具体的に記入してください（ステークホルダーが今後担うべきと想定される役割等を含む）。

* 2者以上の事業者による共同申請の場合は、代表申請者と共同申請者の役割分担を明確に記入してください。

<事業の実施計画・スケジュール>

* 本調査業務の完了実績報告書が完成するまでのスケジュールを記入してください（複数年で申請する場合は、複数年で調査が必要な理由を記入した上で、計画完了年度まで記入してください）。

* 全体を通して、事業期間内において無理のないスケジューリング及び工程（補助金希望額を含む）を記入してください。特に複数年事業の場合、単年度毎の事業の切り分けができる事業内容になっていることに留意してく

<p>ださい。</p> <p>* 地球温暖化対策計画（令和3年10月22日閣議決定）により、太陽光発電設備の最大限の導入を率先的に取り組むこととされたことを踏まえ、2030年及び2040年を見据えた太陽光等再エネ設備を率先的に導入するためのロードマップを具体的に記載してください。</p>
<p><事業実施関連事項について></p> <p>* 他の助成制度でこれまで過去3年間で実施した類似の事業の有無と、助成制度名、課題名、概ねの予算規模、本事業との関係について簡潔に記入してください。また当該事業がある場合については、その成果物の概要を添付してください。</p> <p>* 本補助金と平行して他の併用可能な補助金利用を考えている場合は、その内容を記入してください。</p>
<p><国等の施策等への取組状況></p> <p>該当する場合、チェック欄に「<input checked="" type="checkbox"/>」を入れてください。</p> <p><input type="checkbox"/> 2050年二酸化炭素排出実質ゼロを表明済の地方公共団体である。</p> <p><input type="checkbox"/> 本事業の実施内容が地域再生計画に位置づけられている。</p> <p><input type="checkbox"/> 福島県及び福島県内の地方公共団体である。</p>
<p><添付資料></p> <p>* 事業計画を説明するにあたって必要な書類を添付してください。</p>

注1 記入欄が少ない場合は、本様式を引き伸ばして使用する。

別紙1 (「第2号事業」用)

地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業実施報告書
(第2号事業)

事業名					
事業実施の団体名					
事業実施の担当者	事業実施の代表者				
	氏名	事業者名・役職名			所在地
	電話番号	FAX番号	E-mailアドレス		
	事業実施の担当者(事業の窓口となる方)				
	氏名	事業者名・役職名			備考
	電話番号	FAX番号	E-mailアドレス		
事業の主たる実施場所	* 実際に補助事業を行う場所				
共同事業者	団体等の名称	事業実施責任者			
		氏名	役職名	電話・FAX番号	E-mailアドレス
<事業の背景・目的>					
<ul style="list-style-type: none"> * 前提となる地域の現状や課題等について記入してください。 * これまでの取組を含めて事業の背景を記入してください。 * 活用する地域資源や、同時解決したい地域課題について可能な範囲で具体的に示してください。 					
<事業の実施進捗及び達成状況>					
<ul style="list-style-type: none"> * 次に掲げる項目のうち、実施する内容についてチェック欄「<input checked="" type="checkbox"/>」を入れてください。 * チェックした項目について、それぞれ実施内容を記入してください。 <p><input type="checkbox"/> 地域の主体が主導し、官民連携で、地域に裨益するような事業形態によって、地域に賦存する再エネの活用が継続的に促進され、地域が抱える多様な課題の解決にも同時に貢献する事業(以下「地域再エネ事業」という。)に係るスキームの検討、事業性検討及び実施・運営体制の構築を行う事業(※)であること</p> <ul style="list-style-type: none"> * 事業の概要を記入してください。 * 本事業を通じて実施・運営体制が構築された地域再エネ事業に係る事業活動を開始する時期を記入してください。 					

<p>い。</p> <p>(※) 補助事業の完了日が属する年度の終了後1年以内に、本補助事業の実施を通じてその実施・運営体制が構築された地域再エネ事業に係る事業活動を開始すること。1年を経過しても開始されない場合、環境省から指導を行うとともに、合理的な理由がないにもかかわらず指導に従わずに地域再エネ事業に係る事業活動を開始しない場合については補助金を返還させることもあります。</p> <p><input type="checkbox"/> I 地域再エネ事業の実施に当たって、地域のエネルギー需要及び供給できるエネルギーを把握するための調査・検討 * 実施内容を記入してください。</p> <p><input type="checkbox"/> II 地域のエネルギー需給バランスに即した需給管理方法及びエネルギーシステムを構築するための調査・検討並びに当該エネルギーシステムの導入 * 実施内容を記入してください。</p> <p><input type="checkbox"/> III 地域再エネ事業の事業性・継続性を確保しつつ、地域の経済的・社会的課題への貢献を行うための事業スキーム・実施体制を構築するための調査・検討 * 実施内容を記入してください。</p> <p><input type="checkbox"/> IV 地域再エネ事業に係る事業採算性を評価するための調査・検討 * 実施内容を記入してください。</p> <p><input type="checkbox"/> V IからIVまでの事業を行う上で地域の関係者の合意形成を図るために実施する協議会の設置・運営（技術的助言を行う専門家の招聘を含む。） * 実施内容を記入してください。</p> <p><input type="checkbox"/> VI I～Vまでの検討等の結果等を踏まえた事業の実施・運営体制の構築 * 実施内容を記入してください。</p>
<p><事業の実施体制></p> <p>* 本事業に参加するステークホルダーとその役割、体制や位置付け等を具体的に記入してください（ステークホルダーが今後担うべきと想定される役割等を含む）。</p> <p>* 2者以上の事業者による共同申請の場合は、代表申請者と共同申請者の役割分担を明確に記入してください。</p>
<p><事業の実施計画・スケジュール></p> <p>* 本調査業務の完了実績報告書が完成するまでのスケジュールを記入してください（複数年で申請する場合は、複数年で調査が必要な理由を記入した上で、計画完了年度まで記入してください）。</p> <p>* 全体を通して、事業期間内において無理のないスケジュールリング及び工程（補助金希望額を含む）を記入してください。特に複数年度事業の場合、単年度毎の事業の切り分けができる事業内容になっていることに留意してください。</p>
<p><事業実施関連事項について></p> <p>* 他の助成制度でこれまで過去3年間で実施した類似の事業の有無と、助成制度名、課題名、概ねの予算規模、本事業との関係について簡潔に記入してください。また当該事業がある場合については、その成果物の概要を添付してください。</p> <p>* 本補助金と平行して他の併用可能な補助金利用を考えている場合は、その内容を記入してください。</p>

<国等の施策等への取組状況>
該当する場合、チェック欄に「 <input checked="" type="checkbox"/> 」を入れてください。 <input type="checkbox"/> 2050年二酸化炭素排出実質ゼロを表明済の地方公共団体である。 <input type="checkbox"/> 本事業の実施内容が地域再生計画に位置づけられている。 <input type="checkbox"/> 福島県及び福島県内の地方公共団体である。
<添付資料>
* 事業計画を説明するにあたって必要な書類を添付してください。

注1 記入欄が少ない場合は、本様式を引き伸ばして使用する。

別紙2

地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業に要する経費所要額精算調書

1. 経費実績額

(1) 総事業費	(2) 寄付金その他の収入	(3) 差引額 (1) - (2)	(4) 補助対象経費 実支出額	(5) 基準額
円	円	円	円	円
(6) 選定額 (4)と(5)を比較して少ない方の額	(7) 補助基本額 (3)と(6)を比較して少ない方の額	(8) 補助金所要額 (7) × ●/●	(9) 補助金交付決定額	(10) 過不足額 (9) - (8)
円	円	円	円	円

2. 補助対象経費実支出額内訳

経費区分・費目	金額	積算内訳
(記載例) 業務費	〇〇〇	* 交付規程の別表第2に準拠し記載のこと。 【補助対象外経費】計 円 (主な内訳を記載のこと)
報酬・給料・職員手当	〇〇〇	
社会保険料	〇〇〇	
賃金	〇〇〇	
諸謝金		
会議費		
旅費		
印刷製本費		
通信運搬費		
手数料		
委託料		
使用料及び賃借料		
消耗品費		
合計	円	

購入した主な財産の内訳（一品、一組又は一式の価格が50万円以上のもの）

名称	仕様	数量	単価	金額	購入時期

注 本調書に、請求書、領収書又は計算書等を添付する。

様式第12 (第11条関係)

RCESPA事業番号：

番 号
年 月 日

一般社団法人地域循環共生社会連携協会
代表理事 岡本光司 殿

補助事業者 住 所
氏名又は名称
代表者の職・氏名

令和3年度(補正予算)二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業)
年度終了実績報告書

年 月 日付け 第 号で交付決定の通知を受けた二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業)の令和3年度(補正予算)における実績について、令和3年度(補正予算)二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業)交付規程第11条第2項の規定に基づき下記のとおり報告します。

記

1 補助金の交付決定額及び交付決定年月日

金 円(年 月 日 番号)
(うち消費税及び地方消費税相当額 円)

2 補助事業の実施状況

* 交付規程第8条第五号の規定に基づき協会の指示を受けた場合は、翌会計年度に行う補助事業に関する計画を含む。

3 補助金の経費所要額実績

別紙のとおり

4 本件責任者及び担当者の氏名、連絡先等

- (1) 責任者の所属部署・職名・氏名
- (2) 担当者の所属部署・職名・氏名
- (3) 連絡先(電話番号・Eメールアドレス)

経費所要額実績

(単位：円)

交付決定の内容		年度内遂行実績		翌年度繰越額	
(1)補助事業に 要する経費	(2)交付決定額	(3)事業費 支払実績額	(4)補助金 受入額	(5)補助事業に 要する経費 (1) - (3)	(6)補助金 所要額 (2) - (4)

様式第13（第12条関係）

RCESPA事業番号：
第 号

令和3年度（補正予算）二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業）
交付額確定通知書

補助事業者

年 月 日付け 第 号で交付決定した二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業）については、年 月 日付けの完了実績報告書に基づき、下記のとおり交付額を確定したので、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業）交付規程（令和 年 月 日付け 第 号。以下「交付規程」という。）第12条第1項の規定により通知する。

記

確 定 額 金 円

年 月 日

一般社団法人地域循環共生社会連携協
代 表 理 事 岡本 光司

（本件責任者及び担当者の氏名、連絡先等）

- （1）責任者の所属部署・職名・氏名
- （2）担当者の所属部署・職名・氏名
- （3）連絡先（電話番号・Eメールアドレス）

（超過交付額が生じた場合）

なお、超過交付となった金 円については、交付規程第12条第2項及び第3項の規定により年 月 日までに返還することを命ずる。

様式第14（第13条関係）

RCESPA事業番号：
 番 号
 年 月 日

一般社団法人地域循環共生社会連携協会
 代表理事 岡本光司 殿

補助事業者 住 所
 氏名又は名称
 代表者の職・氏名

令和3年度（補正予算）二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業）
 精算（概算）払請求書

年 月 日付け 第 号で交付額確定（交付決定）の通知を受けた二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業）の精算払（概算払）を受けたいので、令和3年度（補正予算）二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業）交付規程第13条第2項の規定に基づき下記のとおり請求します。

記

1 請求金額 金 円

2 請求金額の内訳
 (概算払の場合)

(単位：円)

経費区分	交付決定額 ①	支出費用状況			概算払 受領済額 ⑤	差引請求額 ④-⑤
		実績額 ②	見込額 ③	合計 ④ = ② + ③		
計						

(精算払の場合)

(単位：円)

交付決定額	確定額 ①	概算払受領済額 ②	差引請求額 ①-②

3 振込先の金融機関、その支店名、預金の種別、口座番号及び名義

4 概算払を必要とする理由（概算払の請求をするときに限る。）

5 本件責任者及び担当者の氏名、連絡先等

- (1) 責任者の所属部署・職名・氏名
- (2) 担当者の所属部署・職名・氏名
- (3) 連絡先（電話番号・Eメールアドレス）

注 規程第3条第3項の規定に基づき共同で交付申請した場合は、代表事業者が請求すること。

様式第15（第15条関係）

RCESPA事業番号：
番 号
年 月 日一般社団法人地域循環共生社会連携協会
代表理事 岡本光司 殿補助事業者 住 所
氏名又は名称
代表者の職・氏名令和3年度（補正予算）二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金
（地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業）に係る翌年度補助事業開
始承認申請書

年 月 日付け 第 号で交付決定の通知を受けた二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業）のうち、翌年度における補助事業について、翌年度の交付決定の日の前日までの間において当該事業を開始する必要があるため、令和3年度（補正予算）二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業）交付規程第15条の規定に基づき下記のとおり申請します。

記

1. 補助事業の概要
 - (1) 補助事業の名称
 - (2) 補助事業の概要
 - (3) 翌年度における補助事業の概要

2. 翌年度の交付決定の日の前日までの間において、翌年度における補助事業を開始する必要性

3. 本件責任者及び担当者の氏名、連絡先等
 - (1) 責任者の所属部署・職名・氏名
 - (2) 担当者の所属部署・職名・氏名
 - (3) 連絡先（電話番号・Eメールアドレス）

4. 参考資料

(参考【承認する場合】 ※交付規程様式からは外すこと)

R C E S P A事業番号：
発第 号
年 月 日

殿

一般社団法人地域循環共生社会連携協
代表理事 岡本 光司

令和3年度（補正予算）二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金
（地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業）に係る翌年度補助事業開
始承認申請について（回答）

年 月 日付け 第 号で申請のあった令和3年度（補正予算）二酸化炭素排出
抑制対策事業費等補助金（地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業）
に係る翌年度補助事業開始承認申請については、下記の条件を付して承認したので通知する。

記

1. 翌年度における補助事業を開始することができる日は、翌年度の二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業）の交付をする者が大臣から交付決定を受けた日から、補助事業者が翌年度における補助事業に係る交付決定を受ける日の前日までの間とする。
2. 補助事業者が翌年度の交付決定の日の前日までの間において開始した補助事業に要する経費については、補助金交付の可否について、翌年度の交付申請書に基づき審査を受けるものとする。

本件責任者及び担当者の氏名、連絡先等

- (1) 責任者の所属部署・職名・氏名
- (2) 担当者の所属部署・職名・氏名
- (3) 連絡先（電話番号・Eメールアドレス）

(参考【承認しない場合】 ※交付規程様式からは外すこと)

R C E S P A事業番号：
発第 号
年 月 日

殿

一般社団法人地域循環共生社会連携協
代 表 理 事 岡本 光司

令和3年度（補正予算）二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金
（地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業）に係る翌年度補助事業開
始承認申請について（回答）

年 月 日付け 第 号で申請のあった令和3年度（補正予算）二酸化炭素排出
抑制対策事業費等補助金（地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業）
に係る翌年度補助事業開始承認申請については、下記の理由により、不承認としたので通知する。

記

〇〇〇〇のため。

本件責任者及び担当者の氏名、連絡先等

- (1) 責任者の所属部署・職名・氏名
- (2) 担当者の所属部署・職名・氏名
- (3) 連絡先（電話番号・Eメールアドレス）

様式第16 (第16条関係)

番 号
年 月 日

環 境 大 臣 殿

補助事業者 住 所
氏名又は名称
代表者の職・氏名令和3年度(補正予算)二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業)
年度事業報告書

年 月 日付け 第 号で交付決定の通知を受けた二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業)について、令和3年度(補正予算)二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業)交付規程第16条第1項の規定に基づき下記のとおり報告します。

記

- 1 事業実施による二酸化炭素排出削減効果について
 - (1) 年度二酸化炭素排出削減量(実績)
 - (2) 実績報告書における二酸化炭素排出削減量に達しなかった場合の原因
- 2 本件責任者及び担当者の氏名、連絡先等
 - (1) 責任者の所属部署・職名・氏名
 - (2) 担当者の所属部署・職名・氏名
 - (3) 連絡先(電話番号・Eメールアドレス)

注 様式第16は参考書式であり、事務の簡素化の観点から、任意の様式・提出方法を指定する場合があります。

注 交付規程第3条第3項の規定に基づき共同で交付申請した場合は、代表事業者が報告すること。